

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (5) (2 8 . 1 定)			
日 時	平成 2 8 年 3 月 1 5 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 6 時 0 6 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、川畑副委員長、千葉・高橋（龍）・松田・鈴木・ 中村（吉宏）・面野・小貫各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、保健所長、 消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、鈴木委員、小貫委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、中村岩雄委員が高橋龍委員に、高野委員が小貫委員に、斉藤委員が松田委員に、林下委員が面野委員に、山田委員が鈴木委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、民主党、新風小樽、自民党、共産党、公明党の順といたします。

民主党。

○面野委員

◎原子力防災対策について

まず、原子力防災対策について伺います。

泊発電所と小樽市の距離は、32キロメートルから65キロメートルの地点に位置しております。小樽市の統計によると、風向きの最多は西南西、南西であると示されております。また、平均風速は毎秒2.6メートルから2.7メートル、時速にすると9キロメートルを超える風速です。最大風速に至っては、時速30キロメートルを超える統計が示されておりました。この統計からも推測できるとおり、泊発電所でもしもの事故が発生した場合、気象条件によつてですが、わずか数時間で小樽市へ放射性物質等の飛散の可能性があると考えます。

北海道の原子力防災計画にのっとり小樽市では地域防災計画を策定しているということですが、こういった分析を踏まえ、市独自の計画の策定に踏み込まなければいけないと私は考えます。それについて、現在、小樽市独自に策定されている計画の内容がありましたら状況をお示しください。

○（総務）小濱主幹

今ございました市独自に策定されている計画ということでございますが、UPZ外の防護対策につきましては、国の考えとしましては、放射線被曝及び放射性物質の吸入を低減するため、家屋内に退避する屋内退避を基本としているところでございます。ただ、本市の計画には、万が一の場合に備えて、屋内退避だけではなく、避難収容についても盛り込んでいるところでございます。

また、北海道の計画では章立てなどはされておりませんが、広域避難者への支援について、古平町民の方々の避難収容についても広域避難者受入計画として盛り込んでいるところでございます。

○面野委員

それでは次に、原子力防災計画には、道と連携して必要な避難所の設備、避難生活に必要な物資の備蓄、応急対策を行う職員の安全確保のための防護服や防護マスク等の資機材整備について、現在、どの程度準備が整っているかお示しください。

○（総務）小濱主幹

まず、避難所の設備、避難生活に必要な物資の備蓄、防護服や防護マスク等の資機材整備についての状況でございますが、避難所の設備、避難生活に必要な物資などについては、現在、避難所などにある備蓄品を充てることとしております。今後も備蓄品の整備などについては、避難所機能強化事業とあわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

また、防護服や防護マスク等の資機材整備につきましては、現在、本市での原子力防災に関して応急対策を行う

市職員の使う資機材について、整備している防護服、防護マスクは、現在のところありません。このたび原子力防災計画を策定しましたので、今後、関係部署などとも協議して整備について検討することとしてまいりたいと思っております。

○面野委員

放射線による被災というのは、ある意味、特殊な被災でして、防護マスク、防護服がないと職員の方も動けないと思いますので、この点については早急に対応していただきたいと思います。

次に、「要配慮者に対する配慮」として、「放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童生徒等の避難について」「原子力災害の特殊性に留意し、避難誘導等の体制整備」とありますが、この原子力災害の特殊性に留意すべき備蓄品や乳幼児や児童に対する措置とはどういったことを考えているのかお答えください。

○（総務）小濱主幹

これにつきましては、やはり原子力災害というものは、放射線は五感に感じられない、どういう影響があるかというのが考えられないことがありますので、まず心理的な動揺を持たないような適切な情報提供ということもごさいます。

また、避難などに関しては、子供ですと放射性物質のヨウ素の関係では影響を受けやすい部分もごさいますので、学校にいる場合であれば、そこから帰宅する方法ですとか、あとはどういう体制で屋内退避をするのだとか、そういうことについて、今後いろいろ検討していかなければならないところがあるというふうに考えております。

○面野委員

ちなみに、先ほどの質問に戻ってしまうのですが、物資等、食料品ですとか飲食、飲料水など、物資の備蓄というのは何日分ぐらいを考えて物資の整備を整えている状況なのかお答えください。

○（総務）小濱主幹

備蓄品、食料品などというのは3日分を持つようにというようなことで考え方が示されているところでございます。現在、小樽市の備蓄品につきましては、現在、道で被害想定、地震等々も共通する部分がございますので、それらとあわせて道の被害想定など示された段階でどのような形でしていくかということを考えていますが、基本としては3日分というふうに考えております。

○面野委員

3日分ということなのですが、全ての避難所に3日間避難生活を強いられるというような状況が起きた場合は、とんでもない事故になると思うのですけれども、3日間を超えてしまった場合、どのように供給するかということころまでは考えて計画に盛り込まれているのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

3日分というのは、よく言われておりますとおり、3日ぐらいをしのげば、あとは外からの供給があるだろうというような形にも言われているところでございます。状況によっても変わってくるかと思いますが、その上で民間の業者と協定を結んでおりますし、また、他の自治体とも北海道が中心になって協定を結んでおりますので、そういう協定なども使って供給を受けるような形になっていくかと思えます。

○面野委員

次に、先ほど小樽市独自に策定されている計画という中で、古平町からの避難者へ対応するというふうにお答えいただきましたが、これは具体的にどういう対応になるのかということは、今、決まっているのかお答えください。

○（総務）小濱主幹

古平町からは、自家用車、バス、そのほか必要によって鉄道、ヘリコプター、船舶なども使って避難するような形になってきます。

小樽市内に着きまして、一時滞在場所ということで、現在のところ総合体育館にしておりますが、そちらに来て

いただいて一度受付をしていただくと。そこから、最終的な避難先は市内のホテル、旅館になっておりますので、そちらに移動していただくという形になってございます。

○面野委員

今、ホテル、旅館という言葉が出てきましたので、小樽は観光都市として年間700万人以上が訪れて来ています。そしてまた、宿泊客数も年間60万人を超える観光客が今、訪れているわけですが、原子力防災計画を含め、地域防災計画の中に観光客の方々の措置というものを策定していないように見えるのですが、現在も平日の昼間でも運河周辺にはたくさんの観光客でにぎわっているのをよく目にします。近年、海外からの観光客も大分増えているということでデータが出ています。観光客向けの防災対策については、現在、どのように考えていますか。言語の壁などで非常にこの対策を練るということは難しいと思うのですが、例えばほかの観光都市での対策の例などがあり、また今、小樽市で取り組んでいる対策があればお知らせください。

○（総務）小濱主幹

外国人観光客の方への対策ということでございますが、今おっしゃられたように言語のことですとか、どのように伝えるかということで多くの課題がまだまだあるかというふうに思っております。

津波に関しましては、堺町通りに、避難所へ誘導する看板などについては5か国語で表示をするなど、また、津波の浸水区域を表す標識板というのも設置してございますが、そちらについても多言語化しているというような形でしております。今後、ほかのことについても検討していかなければならないというふうには考えているところでございます。

また、原子力防災ということで言いますと、先ほども申しましたように放射線などによる影響というのは五感に感じられないという、ある程度、原子力災害の特殊性がございます。この点からも的確な情報というのを伝えていかなければ、やはり大きな混乱が起きる、特に外国の方はそういう言語の面でも不自由なところがありますので、あるのではないかとこのように考えております。今のところ計画には盛り込んでございませんが、市民等への情報提供につきましては、北海道などとも連携して情報の発信源を一元化して、わかりやすいことを伝えていくというようなことで決めておりますので、今後、その辺のどのような内容をどういったふうに伝えていくかということについても道と相談しながら、情報提供については考えてまいりたいと考えております。

○面野委員

市民はもちろんですけれども、災害時に小樽市内にいる方の防災に努めるのが行政の責任であると考えますので、とても難しい問題ではあると思うのですが、これからも事前対策や有事の際の防災対策を講じていただきますようお願いしたいと思います。

◎移住促進について

次に、移住促進についてお伺いしたいと思います。

市長公約にも今回位置づけられている移住促進事業に関して、後志総合振興局の調査によると、倶知安町、ニセコ町、赤井川村のアンケート調査を実施したとありましたが、その結果、雇用の部分でリゾート施設、観光・飲食、農業ヘルパー、就農などが人気の回答となっていたようです。

また、その中には地域別にどこで働きたいかという中に小樽市内で働きたいと望む方の回答も多いというふうに聞いていたのですが、このアンケート結果の集計は、小樽市で把握しているでしょうか。また、把握していれば、その内容を御説明ください。

○（総務）企画政策室富樫主幹

ただいま委員から御指摘のございましたアンケート調査の件でございますが、後志総合振興局が昨年12月14日から本年1月8日までの期間で、ニセコ町、倶知安町、赤井川村など七つのリゾート等で実施した冬山アンケート調査ということについての御質問かと思われます。

総配布数につきましては、1月12日現在の数字でございますが、1,179枚、同じく回答数につきましては158枚というふうに聞いております。回答率というか回答数があまり高くないことから、私どもとしても参考値というような捉まえ方をしているところではございますが、御指摘がございましたとおり、例えば夏期の就労を希望するという方は全体で4割近くおまして、うち複数回答ということもございますが、小樽市内への就職を希望される方は2割ほどいらっしゃるというふうに聞いてございます。

職種につきましては確かにいろいろございまして、宿泊業、観光・飲食業、あるいは医療・福祉、スーパー、コンビニとか水産加工業というようなものもございました。全般的にそういったものを農業以外の就労ということで踏まえすと、大体37パーセントぐらいの方が、そういったサービス業への就労を希望されているというふうに聞いてございます。

○面野委員

次に、新聞記事の内容なのですが、この倶知安町、ニセコ町、赤井川村の地元の観光事業者などと住まいの確保に関する協力について盛り込んだ協定を2月下旬に締結するという記事を見かけたのですが、この協定の中に小樽市は含まれているのでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

ただいま委員から御指摘のございました協定につきましてでございますが、正式には「リゾートと地域が連携・交流し共に発展する国際リゾートエリアの形成を目指したタイアップ協定」という名称になってございます。後志総合振興局と後志教育局、管内20市町村、先ほどの後志の七つのリゾート、四つの農業協同組合、これが協定書を締結してございまして、2月下旬というのは速報の段階の締結日でございまして、実際に協定書を締結したのは3月3日でございます。

○面野委員

そこで、私もその記事を読んで少し懸念していたことなのですが、今、やはり移住促進事業というのは道内の自治体でも取り組んでおられるところが多いというふうにお見受けしているのです。やはり競争の激しい事業だというふうに私は認識しているのですけれども、この後志近隣の自治体との競争の間で生まれる懸念などということは小樽市では想定しているのでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

近隣町村との連携に関する懸念という御質問でございますが、アンケート調査にもございましたとおり、サービス業であったり、あるいは製造業であったりという業種に就職したいというような方が一定程度いらっしゃるというふうに承知をしているところでございます。後志管内の町村は、ほとんどが1次産業中心の産業構造となつてございまして、私ども小樽市は、2次、3次産業、こちらが比較的中心の産業構造と理解をしているところでございます。このようなことから、やはり雇用の受皿といたしましては、移住には働く場、住む場みたいなどころが必要になってまいりますので、雇用の受皿という観点におきましては、近隣の町村とのバッティングというのは非常に少ないというふうに考えてございます。したがって、後志広域での移住促進という連携事業をすることについては、当市についても一定程度の効果があると考えているところでございます。

○面野委員

それでは次に、移住・起業希望者の小樽体験ツアーということで、代表質問で答弁をいただいた件で質問いたします。

少し調べてみると、小樽雪あかりの路期間中に開催していたとお聞きしました。その体験ツアーに参加した人数とその方々の参加された感想などがもしありましたらお答えください。

また、もしその感想を受けて、市はどのように感じているのかということも感想を受けていければの話なのですが、どのように感じているかも、あればお答えください。

○（総務）企画政策室富樫主幹

移住・起業希望者の小樽体験ツアーということでございますが、本年の2月8日から10日にかけて実施したところでございます。参加者につきましては、首都圏及び札幌市にお住まいの方ということで、そもそも定員8名でございますので、8名が参加して事業を実施させていただいたところでございます。

ツアーに関する感想ということでございますが、今回、応募条件といたしまして、本市において起業することとか、そういう考えがあるということが前提であるという、こういう条件を付させていただいたところがございます。したがって、ツアー内容につきましては、起業に関するセミナーであったり、空き店舗の視察であったり、先輩居住者との懇談会など一歩踏み込んだ内容となっております。参加者からは、短期間でたくさんの物件を効率よく見ることができた、あるいは起業を既に行っている経営者の方から生の声を聞いた、不動産会社から生の声を聞いたというような、おおむね高評価を得ているというところでございます。

今後、これにつきましてどのようにという展開についてでございますが、まだ移住に実際につながるようなプロセスにつきましては、まだまだ私ども不明な点が多いというふうに考えてございます。したがって、今回の移住・起業希望者の小樽体験ツアーのように、ある程度移住者の属性を絞り込むことによって、参加者の反応というのを感じられたといったメリットもございますので、幾つかこういった移住のパターンであったりとかというものを想定しながら、試行錯誤しつつモデルケースというものを構築できるというようなことを今後、考えてまいりたいと考えてございます。

○面野委員

商業施設の物件めぐりということだったのですが、その8名の方たちは、主に仕事、起業といってもいろいろな業種があると思うのですが、どのようなことをイメージしてどういう、お店なのか、小売店なのか、何か製作する現場なのかとか、その辺のことまでは探ることはできたのでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

移住者の方それぞれに、まだいわゆるビジネスプランというか、そこまで固まっていないというような現状ではございましたが、飲食店であったり、そういった小売店であったりというような起業を考えているという方もいらっしゃるというふうにはヒアリングの結果、感じているところでございます。

○面野委員

それでは次に、総合戦略の重点目標である人口減少対策について施策が多く示されている本戦略ですが、今回、多岐にわたり人口減少対策に関する事業の予算案が計上されておりました。森井市長就任よりもかなり前から日本における人口減少は国としても大変懸念されておりましたが、森井市長におきましても、公約に掲げている人口減少対策、今回は移住促進事業として平成28年度予算に組み込まれておりますが、今まで小樽市の取組と、そして今回、森井市長が今後取り組んでいかれる移住促進事業について、どのような点に違いがあるか御説明ください。

また、以前の取組と違いがあるのであれば、以前の取組の検証結果などを踏まえて、今後、どういうふうに行っていくのか、また、それを以前の取組を振り返って、28年度予算に計上した制度や事業があるのかどうかお示しくください。

○（総務）企画政策室富樫主幹

委員から御指摘がございましたとおり、移住促進も人口対策の一環というか関連施策を政策間連携しながら進めていく必要があると認識をしているところでございます。

移住促進事業につきましては、従来からある事業というような、名称的にはそういうような捉まえ方をされる部分があるというのは承知しておりますが、今回、その内容につきましては、先ほどマッチングプランの協定のお話でしたが、移住促進事業自体が地方創生加速化交付金の対象事業の一環として、広域連携として後志管内15市町村と後志総合振興局が連携して移住者のマッチングに努めるという事業の中の位置づけをしているところで

ございます。したがって、そういった連携事業との関係性というものをある程度注視して、内容についても大きく見直しをしているところでございます。例えば、首都圏で開催される物産展などにおいて、移住関連のコンシェルジュデスクを設置したりとか、先ほどのリゾートのお話がございましたが、リゾート地での移住相談会というようにも新たに盛り込んだというところでございます。

また、移住者を対象とした意見交換会という移住者コミュニティの形成みたいなものも新たに盛り込んだというところでございます。今後、そういった事業の部分の効果につきましては、実施のたびに検証いたしまして、今後、移住促進策に何らか役立てないかということを考えてまいりたいと思います。

○面野委員

それでは最後に、移住促進についてですが、かなり多岐にわたりほかの先進的な他都市を見ても、空き家の有効活用ですとか、いろいろな部分に移住促進というのはかかわってくる部分だと思いますので、やはり庁内のトータル的な連携が必要な事業だと私は感じております。その点について、原課では現在どのようにお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

先ほど政策間連携のお話を少しさせていただきました。今回、移住体験ツアーにつきましては、起業を考えている方と対象をある程度限定したことによって、例えば商店街振興であったりとか企業支援であったりというような産業政策というか、こういったものとの関連性というものが出てきたというところでございます。今後もいろいろな取組というか研究をしながら小樽市に来てほしい移住者の像というか、そういうのをある程度浮き彫りにすることで、それを原部というか、移住促進担当者、我々として庁内に情報共有することによって、政策間連携を図ってまいりたいと考えております。

○面野委員

◎市長の政治姿勢について

それでは次に、市長の政治姿勢についてです。

2016年第1回定例会を前にして、森井ひであき後援会通信について、自民党、公明党、新風小樽、そして私たち民主党の連名で質問書の申入れをいたしました。定例会を間近に控えていることもあり、できれば定例会審議への影響を避けるべきと事前に対応いたしました。森井市長の答弁はおろか、受取を拒否し、結果として後援会通信についての質疑が定例会へと持ち越され、今定例会が混乱、紛糾し、大幅な会期の遅れを引き起こし、重要な当初予算の審議を短縮せざるを得なくなる状況に陥っております。

市長が述べている議会にそぐわない内容と考えるのであれば、事前に質問書の受取を承諾し、定例会開会前に真摯に回答していただければ、ここまでの混乱に発展することはなかったと感じています。こうした議会側の議会審議への影響を避けることを配慮した姿勢について、市長はどう思われますか。

○副市長

初めに、質問状に対する受取拒否の問題に関して言えば、市長とすれば後援会が独自に出した通信に対して、市長自身が答えるべきものではないということで、まずは質問状の回答についてはお断りいたしました。その後、議会がどのようにその時点では審議するかまだ想像もつかないことでございましたので、その後、議会にそぐわない又はそういう発言をめぐりまして議会が混乱した。市長の思いとすれば、当初の議会なので、できれば政策議論を優先させたい、そういうふうな思いで議会にはそぐわないとの発言をしたものでございまして、結果としてそのようになったことについては大変残念なことだというふうに市長自身も思っておられると思います。

○面野委員

質問書の内容も含め、まだまだ何も進展していないと私は見ているのですが、結果的に定例会の中でこれほどの時間を審議に費やすことになったのは、やはり質問書の受取を拒否したことにあると私は思うのです。そこで、その責任は市長にあると考えるのですが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長

進展していないというお話でありましたけれども、私自身、何度もお話をしておりますが、後援会でそのように発行いただいたものですから、これは後援会とのやりとりの中で対応していただくことが重要なのかなというふうに思っておりますので、そのように皆様にお伝えさせていただいたところではございます。ですから、この市政の場で進展していたかしていないかということに関しては、私自身は、それをここで臨むものということではないというふうに私は認識をしているところでございます。

それと、議会審議が、結果、これがきっかけでとまってしまったということは、私としては大変残念でありますし、それについては皆様にも申し入れさせていただいたところではございますけれども、やはり政策論議を行っていただきたいということをお話をさせていただいたところなので、これをきっかけとしてそのようなお話になってしまっているということは、私も大変残念だなというふうに思っております。

○面野委員

先ほど議会にそぐわないという言い方ではありましたが、質問書に関しては、議会とは別の場所で質問書を出しているわけで、結局そういうことであれば、この森井ひであき後援会通信自体について、質問をどのような場でもしてはいけない、どこでもそぐわないというふうに市長はお考えなのでしょうか。

○市長

私、何回もお話しますが、後援会の方々とやりとりをしていただければよろしいというふうに思っておりますので、どこでもそぐわないとは言っておりません。

○面野委員

それでは、結局、後援会通信に関する問題を議会内で、現在、議論することとなっておりますが、この間、市長答弁をめぐって議会や委員会が何度もとり、本会議の会期を延長することとなり、今回の予算特別委員会についても開会が大幅に遅れ、当初予算を審議する日程を 6 日から 4 日に短縮しなければいけない事態になりました。このようなことは小樽市議会始まって以来、前代未聞とも言える状況だと思います。その点を突き詰めると、原因はやはり市長による記者会見の錯誤による発言という結果になっております。現在、会見記録の修正や記者クラブへの対応に追われている状況ではあると思いますが、議会においては、市長の錯誤がなければ、これほどの時間を使うことなく市長が本来望む政策議論ができたはずで、このたびの第 1 回定例会の混乱の責任は市長にあると考えますが、いかがでしょうか。

○市長

私自身も錯誤をしたくてしたわけではありませんけれども、そのような現状になってしまったことに対しては、私としても反省すべきだというふうに思っておりますし、今後において、そのようなことがないように気をつけていかなければならないというふうに思っております。今回、そのようなことも含めて、この議会の中で予算特別委員会の審議日程を 6 日間から 4 日間に短縮されたということでございますけれども、それについては、市政運営における議員の皆様における御配慮だというふうに思っておりますので、それについては、大変私としても感謝をしているところでございます。

○面野委員

それでは次に、2月29日付けで森井市長から議長への申入書の中に「審議を中断することも、再開することも、議会に権限があり、市長部局としては、それを受け入れるよりほかありません」、また「今議会の正常化に向けて、ご配慮ください」などと議会がとまった全責任、また、原因を議会に押しつけているような内容が示されておりますが、本会議、委員会がとまった大きな原因は市長の発言の錯誤にあったことが明らかになった今、この申入書は撤回すべきと考えておりますが、いかがですか。

○市長

この申入れを行わせていただいたときは、代表質問初日だったかというふうに思っております。鈴木議員の後援会通信についての質問において、私自身が議会の議論にそぐわないものであり答弁を差し控えさせていただきたいという答弁をさせていただいた経緯が、そのきっかけだったのかなというふうに思っているところでございます。私自身は、そのときの御質問に対して私自身の思いをそのようにお話をさせていただいたところでありますし、また、それをきっかけとして議会審議がとまってしまったということもあったので、そのとまったことに対しての私自身の考えを議員の皆様にお伝えをしたいということで申入れをしたということでございますので、その考えは今も変わっておりませんから、撤回のことを現在は考えてはおりません。

○面野委員

それでは、今回の混乱についても市長は責任がないと。そして、今回の申入書についてもこの姿勢を貫いていくということで、私は今の答弁で理解しました。

それで、私も選挙のときに2,312名の方に投票していただいて、私もここに立っております。立場は違えど市長ももちろん市民の皆様のお託を受けてここに立っていると思うのですが、市長からの申入書の内容は、議会への質問を制限するものとも受け取れる内容だと私は思っています。また、横田議長も、そのように議会審議で質問を制限するともとれるような内容で、これを認めてしまうと、議会の自殺行為だというふうにも述べられておりました。

市長も私たち議員も市民のお託を受けてここに立っているというふうには私は認識しております。ですから、議員の質問も、突き詰めていくと市民の声であると言えると思います。その質問に対して、市長は真摯に向き合い答弁をしていかなければいけません。今後、二度と今定例会や委員会でのこのような紛糾や空転が起こらないように心がけていただきたいと思います。

○市長

まず1点、先にお伝えしなければならないのは、本会議の場でも議長から確認をとということで権能についてのお話がありましたけれども、私はそのことを侵そうと思ってやっていることではございません。あくまでそのときにおいては、後援会通信の内容については、この議会という場ではそぐわないという、その思いを伝えさせていただいたところでありまして、それを侵そうとか制限しようという考えは持ち合わせておりません。

また、今お話があったように議会がとまったり、紛糾したり、もちろん政治の場でもありますので、時にはそういうことも起こり得るのかもしれませんが、私としても、やはり今定例会に限らず行政運営、さまざまな取組をさせていただいておりますけれども、やはりその政策において、議員の皆様と、やはりかんかんがくがく意見を交わしながら、より市政を市民の皆様のために発展をさせていきたい、そういう思いを持っております。そういう思いに関しては、もう皆様共通の認識ではないかなというふうに思っております。その考え、思いの下で、今後においても、さまざまな場面で御指摘、御提案、叱咤激励いただけたら私としてもありがたい、このように考えているところでございます。

○委員長

それでは、民主党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

○高橋（龍）委員

◎まちづくりファンドについて

まず、まちづくりファンドについてお伺いいたします。

一般財団法人民間都市開発推進機構、通称民都機構の行う事業で、住民参加型まちづくりファンド支援業務というものがあります。そちらに関して質問いたします。

民都機構とは、民間事業者による都市開発を支援するための主体として、国土交通大臣の指定を受けた財団法人

です。都市開発事業に対しての助言や支援を行っており、助成等の金額に関しては今までに 1 兆 7,000 億円を超える額を拠出している公益性の高い財団なのですけれども、この民都機構には、住民参加型まちづくりファンド支援業務というものがあります。これは、地方公共団体と民都機構が、それぞれ資金拠出を行い基金を設立して、景観形成、観光振興、地域振興などに助成出資をするというものです。

まず、現状のまちづくり助成制度に関して、本市の予算規模申込状況等についてお示しいただけますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

まちづくり推進課が担当しておりますふるさとまちづくり協働事業ということでお答えをいたします。この事業は、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金を活用いたしまして、主体的に公益性の高いまちづくり事業を行う団体に対し、30万円を上限として助成金を交付する制度であります。助成金の予算規模は、例年300万円となっております。

また、過去3年の申込状況につきましては、平成24年度が21件、25年度が14件、26年度が20件ですが、事業選考会等を経まして市長が決定した助成対象事業といたしましては、24年度が10件、25年度が12件、26年度が12件となっております。

○高橋（龍）委員

この民都機構との協力により基金を設立することで、寄附も活用しながら、市が単独で拠出するよりも使える金額が大きくなるのですけれども、この点に関して市としてはどのように捉えていますか。

また、この制度を使うということを検討されたことはありますか。

○（建設）まちづくり推進課長

民都機構の住民参加型まちづくりファンドにつきましては、支援の対象となるまちづくりファンドの要件の一つに「地方公共団体から当該まちづくりファンドに資金拠出が行われていること」という要件があることから、これまで活用を検討したことはございませんが、要件がクリアでき、民都機構の資金が活用可能となれば大変有用な制度であると考えてございます。

○高橋（龍）委員

今、これを利用する場合、私もメリットの部分しか申し上げていないのですけれども、本市として考えるデメリットがあればお知らせいただけますか。

○（建設）まちづくり推進課長

デメリットと言えるかどうかかわからないのですけれども、冒頭で説明いたしましたふるさとまちづくり協働事業は、全国の小樽ファンの皆様からの寄附を財源としておりまして、一般財源は使っておりません。先ほど説明した民都機構による支援対象の要件、この中では小樽市が当該まちづくりファンドに資金拠出する必要があると考えられますので、相応の一般財源の出動が必要になるということが一つ挙げられると思います。

また、民都機構による支援の継続性や確実性などについても、使う場合の検討材料になるものと考えてございます。

○高橋（龍）委員

私としても、財政的に逼迫している小樽市において、資金を一般財源から拠出する必要があるとはいえ、実質予算を増やすことができると思うので前向きに考えていただきたいと思っておりますけれども、その辺に関して御所見を伺います。

○（建設）まちづくり推進課長

御提案のありました住民参加型まちづくりファンド支援業務につきましては、私どももまだ詳細に把握していない部分もありますので、御指摘の点も踏まえまして、今後、他都市の事例ですとか活用の可能性などについて勉強してまいりたいと考えてございます。

○高橋（龍）委員

◎スクールカウンセラーの拡充について

次に、スクールカウンセラーの拡充についてお伺いいたします。

平成28年度当初予算にもスクールカウンセラーの人員増がなされることとなっておりますけれども、現状の具体的なカウンセラーの人数と動きに関してお答えいただけますか。

○（教育）指導室主幹

初めに、北海道教育委員会から派遣されているスクールカウンセラーでございますが、現在7名、市内全ての中学校14校に月2回程度派遣し、生徒へのカウンセリングや保護者、教職員への助言等を行っており、中学校に派遣しているスクールカウンセラーは、中学校区内の小学校にも必要に応じて派遣することが可能となっております。

次に、小樽市の予算で配置しているスクールカウンセラーについてですが、現在1名、週に2日、教育委員会で勤務しており、適応指導教室の児童・生徒のカウンセリングや保護者からの電話相談などを行っておりますが、市内の小学校から要望があった場合には、その学校へ派遣し、児童へのカウンセリングなどを行っております。

○高橋（龍）委員

実際、現場の教員の方とお話をさせていただいた際に、スクールカウンセラーの不足というものを問題視する声が多く聞かれるのですけれども、他都市と比較したときに本市の状況というのはどうなっていますか。

○（教育）指導室主幹

本市の状況についてですが、北海道教育委員会から派遣されているスクールカウンセラーについては、全中学校に基準で示されている最大の時間数で配置されておりますので、他都市と比べても配置時間数には差は見られないと認識しており、もし何か緊急な事態が発生した場合には、この時数以外にも北海道教育委員会へ緊急のための派遣要請が可能となっております。

さらに、市独自で予算を措置してスクールカウンセラーを任用し、手厚くしているところでございます。

○高橋（龍）委員

学校の規模によってスクールカウンセラーの入る時間数とか活用にばらつきがあるということもお伺いしたのですけれども、こちらはどのような基準になっていますか。

○（教育）指導室主幹

北海道教育委員会から派遣されているスクールカウンセラーについては、中学校1校当たり年間112時間となっております、生徒数が100名未満の中学校においては、1校当たり72時間の配置の基準となっております。

○高橋（龍）委員

では、相談の件数と内容なのですけれども、問題行動だったり困り感のある児童・生徒の相談件数と、その内容に関してはどのようなものが多いですか。

○（教育）指導室主幹

平成27年度の相談件数と相談内容について、2月末までの状況をお答えします。

北海道教育委員会から派遣されているスクールカウンセラーは、2月末現在で児童・生徒はもとより保護者、教職員の相談件数を全て合わせると912件となっており、児童・生徒の相談内容については、友人関係の悩みや不登校、家庭環境、親子関係の相談が多くなっております。

また、小樽市のスクールカウンセラーは、2月末現在で相談件数の合計が37件となっており、不登校や親子関係、友人関係の悩みなどが多くなっております。

○高橋（龍）委員

今回、道教委ではなくて、市のスクールカウンセラーの増員が行われるということで、それに関しては、どのような効果が得られると考えていますか。

○（教育）指導室主幹

次年度は、統合する小学校である手宮中央小学校、稲穂小学校、長橋小学校の三つの小学校へ1週間ごとに派遣することで新しい人間関係づくりや学校規模が大きくなることに伴う子供たちの不安を解消するために、きめ細かな教育相談を行うことが期待できます。

また、現在、教育委員会に勤務しているスクールカウンセラーの勤務日が火曜日と木曜日となっておりますので、新たに小学校へ派遣するスクールカウンセラーの勤務日を水曜日と金曜日にして、2名の勤務する曜日が重ならないようにすることで小学校への派遣をしやすいうようにしております。

○高橋（龍）委員

それによってスムーズな派遣が行われていく形になるかなとは思いますが。

ただ、現場からの声として、小学校においては、どういったスクールカウンセラーが来るかわからなかったり、要請がスムーズでないという問題も実際、声としては上がっております。今後、小学校に対しても、定期的にスクールカウンセラーの訪問をさせたりしていくことも必要であるとは思いますが、それについて御見解を伺います。

○（教育）指導室主幹

小学校の派遣については、小学校が属する中学校区内の中学校に配置されているスクールカウンセラーが派遣されることとなっており、どのスクールカウンセラーが担当になるのか年度当初に各小学校へ周知しているところですが、今後も周知を徹底してまいりたいと考えております。

また、先ほど小樽市のスクールカウンセラーの増員の効果についてお答えしましたが、今回、小樽市のスクールカウンセラーを小学校に定期的に派遣するケースが初めてとなりますので、今後、小学校への派遣のあり方について、その効果を検証し、より効果的な運用の仕方を目指してまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

今後の効果を見てからはなりますけれども、ぜひさらなる拡充というのも検討していただきたいというふうに考えております。問題をスムーズに解決できる土壌をつくることで学習の面だけではなくて、広い意味での教育について意識の醸成を図っていただきたいというふうに考えております。

◎空き家対策について

では次に、空き家対策についてお伺いいたします。

今回、第1回定例会の本会議や予算特別委員会の中でも触れられてきていますけれども、平成26年度に空き家の適正管理を義務づける空家等対策の推進に関する特別措置法が成立して、昨年施行されましたが、昨年は全国的にも空き家対策元年と称されて、各自治体でさまざまな取組がされているところです。

小樽市においても空き家対策の担当部署が設けられましたが、高齢化の進む本市にとっては、住んでいた方が亡くなってしまふこと、商店などを閉めてそのままあいてしまうケースなど、今後、問題はさらに深刻化していくかと思えます。そもそも一口に空き家問題と言ってもいろいろな要素があると考えられますが、問題とされる空き家の定義というのをまずお伺いできますか。

○（建設）川嶋主幹

空き家の定義についてでありますけれども、国の特別措置法では、空家等、「等」がつくのですが、空家等の定義は、「建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地」となっております。そして、この使用されていない期間はおおむね1年ということになっております。ですから、簡潔に言いますと、1年以上何も手がつけられていない建物を国の法律では空家等ということになっております。

○高橋（龍）委員

では、この空き家が増えることによる、まちとしての問題点をお示しいただけますか。

○（建設）川嶋主幹

空き家が増えることによる問題点ということでもありますけれども、空き家といいますか、家が放置されることによって倒壊等の危険、また、衛生上の問題、景観上の問題、防犯上の問題などのほか、本市においては、冬期間の雪の問題、屋根からの落雪という問題、これらの問題が地域住民の生活環境に影響を及ぼすということが空き家増加の問題点というふうに考えております。

○高橋（龍）委員

市としては、空き家対策の方向性やビジョンというのをどのように考えていますでしょうか。どういう状態が市にとっては望ましいというふうに考えていますか。

○（建設）川嶋主幹

空き家対策の方向性、ビジョンということについてでございますけれども、簡単に言いますと管理不全、管理をしない空き家を増加させないことが一番重要なことでもあります。そのためには、まずは空き家に関する市民の方々の意識、こういったものを意識の向上を図っていくこと、それと使用できる空き家については、その利活用、なるべく使っていく。また、使用しない、使用できない空き家については、早期の除却、解体、こういうのを進めていくということが重要になっていくというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

極端な意見なのですけれども、例えば無償で家の提供を行うということができれば、古民家のリノベーションを自由にしたいという若者だったりとか家族の移住につながるというふうにも考えられるとは思いますが、実際にそういった取組を行ってまちづくりをしている NPO などもありますので、今後、連携を図ることも視野に進めていただきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

今、お話のありました不動産関連での NPO との連携というのは、空き家対策を進めていく上の空き家の利活用という観点からは大変重要なことだと考えております。ですから、NPO をはじめ市内の不動産関係、不動産業界との連携といいますか、情報交換も含めて連携をしていくことが重要なことだと思っております。

○高橋（龍）委員

また、空家等対策会議が設置されるということも伺っておりますので、広く市民の方からの御意見も伺うということも重要なのですけれども、ともすれば危険な箇所にはばかり目が向いてしまって、安全であればいいという考えになりかねないと思っておりますので、マイナスの箇所をゼロに戻すというのではなくて、ぜひプラスに転じさせるような施策を提案していくことで空き家を資源とする考えを持っていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

◎市長記者会見記録の訂正について

次に、市長記者会見についてお伺いいたします。

今回、後援会通信等の件で、やはりひっかかる部分があったので、幾つかお伺いさせていただこうと思います。

私としましては、通信について市長が実際にそれを読んでいようといまいと、また、どういうふうに感じていようと、その真義はあまり関係ないと言ったら少し乱暴かもしれませんが、そのように考えています。ただ、議会の一員としてたすべき部分はただしていかなければいけないと思っておりますので、質問をさせていただきます。

また、若干話はそれですけれども、政治家として応援をしないというのは市民の皆様のご自由であって、市長だけでなく我々議員にもそれぞれ応援してくれている方がいます。その主張はさまざまあるかと思っておりますし、そこに関して私は非難は別にしないのですけれども、ただ、あの通信を読んで、市長に対してのネガティブキャンペ

ーンみたいに捉える方も多いようです。個人的にはあれを拝見して、内容については言い訳的に議会の批判をするというよりは、前向きなことがたくさん書かれているほうが市民の方からは応援されると思いますので、ぜひ次回発行の際は参考にしてください。

ではまず、昨日秋元委員からも質問がありましたけれども、記者会見の文言訂正は、言論統制でも捏造でもないという市長の認識をお伺いいたしました。それに関して、小樽ジャーナルへ変更の申入れを行った詳細というのを改めて確認させていただいてよろしいですか。

○総務部次長

3月10日の予算特別委員会を踏まえて、小樽ジャーナルにつきましては、3月11日金曜日午前10時30分ごろに広報聴課長から小樽ジャーナルの山田社主に電話をいたしております。そして内容は、森井市長が1月29日の記者会見で、山田社主の質問に対しまして、後援会通信を「後で、読ませていただきました」と回答しているのですが、その部分については概略を聞いたということであり、言い間違いであったので、後段の、その後の山田社主の発言した「森井さんが読んで、わかっていると言っているんだから」という部分を「森井さんが概略を聞いて、わかっていると言っているんだから」と訂正をしていただきたいということについて承諾をいただけますかという形でお願いしたところでございます。

○高橋（龍）委員

何回聞いても私もよくわからないのですけれども、市長のおっしゃるとおり御自身に何らかの錯誤があったとしても、小樽ジャーナルの側には錯誤はないわけですよね。きちんとしっかり意識を保って質問されていたと思います。市長が自分の発言を訂正するというのはわかるのですけれども、相手の発言まで訂正するという意図がわからないものですかからお答えいただけますでしょうか。

○総務部次長

市長の発言を訂正して、それを受けて山田社主の部分についても訂正をしていただくほうが記者会見の会議録としてスムーズに見ていただける部分があるのかなというような部分だというふうに思います。

○高橋（龍）委員

そのお答えを聞いても、理解ができないというか、冗談かなと思うぐらいなのですけれども、御自身の考えにそぐわないからというか、その後、議会での質疑があってそぐわなくなったから質問まで直してくれというのは正直聞いたことがないです。録音データというのもまた公文書でありますから、それを都合のいいように改変してしまうというのは公文書偽造に当たらないかどうかということで、今朝ほど私も質問取りの際にお伺いをさせていただいておりますが、顧問弁護士の方から何というお答えをいただいたのかお知らせいただけますか。

○総務部次長

公文書偽造となりますと刑法に規定があると思いますけれども、顧問弁護士には、今日になって、短時間で聞いているものですから、今の段階で聞いている内容でお答えしますけれども、刑法第156条に虚偽公文書作成等の規定がございます。今回のホームページのような電子媒体が、今、高橋龍委員から電子媒体も公文書になるというようにお話がございましたけれども、電子媒体が公文書になるかどうか、法で規定している公文書に当たるかどうか、現時点においては今、短い時間の中で解説書などを調べたのですけれども、見当たらないので、現時点では判断できないというような御回答をいただいております。

そして、今回の案件について伊藤弁護士にお話をさせていただいておりますけれども、顧問弁護士といたしましては、発言の内容を書きかえるというよりは、注釈でとどめるべきではないかというような御意見も伺っているところでございます。

○高橋（龍）委員

顧問弁護士からお伺いしたのは、そのぐらいですか。実際、厳密にありかなしかどうか、そういった部分は、

まだ判断しかねるというお答えですか。

○総務部次長

今の段階では、そういう形で捉えていただいて結構だと思います。

○高橋（龍）委員

本来、そもそも法的にどうなのかという議論がもともとありましたので、私から聞く前にぜひ確認していただいております。おいてもらえればよかったのかなとは思いますが、我々の会派として、市内の弁護士にお話を伺ったところ、その方のお答えとしては、公文書偽造に当たり得るのではないかという見解でした。実際、未遂であっても、それを公の場で言うてしまうということ自体が問題であるという捉え方もあるわけです。行政として、この今回のやり方に瑕疵がなかったとは言いきれないとも思いますので、今後、本当に二度とこのようなことがないようにしていただかないとならないなとは思っていますが、それに関して市長も二度とやりませぬ的なことはおっしゃっていましたが、いま一度御所見をお伺いできますか。

○市長

何度もお話ししましたけれども、訂正を申し入れさせていただきたいというお話をさせていただいたことが、そのような御心配まで至っているのかなというふうに思っておりますけれども、私ももう今後において二度と勘違いを一切いたしませんとこの場でやはり言えないですけれども、私も人間ですので時には勘違いもすることもありますし、そのような錯誤が起こり得ることもあると思うので、ですからそういうことが起きたときに、私としては素直にそういう状況でしたということをお知らせをし、そのように訂正が必要などときには訂正をさせていただきたいというお話をさせていただいているところです。今後においては、今お話ししているのは記者会見のことでありますけれども、記者会見の場面に限らず、もちろんそういうことがないように私としても気をつけてまいりたいというふうに思っておりますけれども、私自身は高橋龍議員が御心配のような状況ではないと思っておりますのでございます。

○高橋（龍）委員

私としては、注意していただきたいというのが錯誤をしないしてほしいという意味合いではなくて、それこそ人間ですから錯誤をする場合もあるかとは思いますが、そういった際に危うい訂正だったりとか、そういったことのほうに御留意いただきたいという意味合いでしたので、そちらもあわせてお願いしたいと思います。

◎除排雪について

次に、除排雪についてです。

今年度を振り返ってみて、一番の課題は何だったと考えていますか。

○（建設）雪対策課長

本年度の除雪を振り返りまして感じた課題でございますけれども、本年度るいろいろな取組をしましてまいりましたが、その中で、私どもはできましたら今年度の中でもなるべく雪押し場を活用したこういった工夫をした除雪に少しでも取り組んでまいりたいというふうに思っていたのですが、この辺がなかなかできなかったということで、今後の課題として、今、感じているところでございます。

○高橋（龍）委員

では、次に排雪に関してなのですが、排雪に関しての決裁権者というのはいますでしょうか、いるとすれば誰でしょうか。

○（建設）雪対策課長

ただいま排雪作業の決裁権者とお尋ねですが、まず除雪全般のこの業務といいましょうか、この作業の専決というところで答弁をさせていただきますと、小樽市事務専決規程にも除排雪計画の策定及び実施にかかわることにつきましては、重要なものは市長、また、軽易なものについては建設部長となっております。こういった

中で判断を仰いでいくということになっているかと思えます。ただ、実際の個々の業務の排雪作業になってきますと、個別には、まず現場の担当員が現地をパトロールした中で請負業者と協議をしながらその作業の有無をある程度決めていくというようなことをごさいますし、また、その内容につきましては、係長、そして私を通して除雪対策本部の中で報告し、また、協議をしながら全体、対策本部としてこの内容を把握し進めているところをごさいます。

○高橋（龍）委員

では、昨日、民主党の林下委員からも質問があったかと思えますけれども、今回の排雪の抑制について伺いたいのですが、これに関して市長の立ち位置としてはどのようになっているのでしょうか。現場マターの部分にどのくらい立ち入っているのかというところをお聞かせ願えますか。

また、仕様書には排雪についての数値的な基準がないというふうにも伺っていますけれども、誰がどのように判断を行うのかというのをご改めしてお示しください。

○（建設）雪対策課長

まず、この排雪作業におきます市長との関係をごさいますけれども、まず、基本的には私どもこの除雪対策本部で、この排雪作業について検討をしていくということですし、また判断するというごさいますけれども、その際、本年度の作業の中では、市長と相談しながらということを進めてごさいます。具体的な流れでいきますと、一義的には、まず業務の担当員若しくは請負業者が道路パトロールを行いまして、道路状況をまず把握するということとなります。その後、除雪対策本部内におきまして排雪作業についての検討を進めるということで、この検討の際には、これまでいろいろと説明させていただきましたが、道路の状況、これは道路の幅ですとか盤厚の状況ですとか、そういったものと、そこを通る車ですとか交通の関係を総合的に判断しながら判断をしていくということをごさいますけれども、こういったこと決めていくということをごさいますして、その内容につきましても、市長等も含めて作業方針を打ち合わせし、最終的に排雪作業を対策本部として判断しているということをごさいます。

○高橋（龍）委員

例えば、排雪をする流れになった場合でも今の説明を伺うと、例えば市長がNGを出したという場合においては、排雪ができなくなるということになりますか。

○（建設）雪対策課長

排雪作業の判断ですけれども、今、排雪の流れにつきましては説明させていただきましたけれども、まず基本的には対策本部で対象路線を検討し、市長にも報告してごさいます。また、市長でも対象路線については現場を確認していただいておりますし、最終的にはこの排雪作業の可否につきましては、市長を交えた中で、例えば排雪以外の代替方法がないかとか、若しくは実施時期が今、適当かどうかということも含めて打合せを行い、判断しているところをごさいます。

○高橋（龍）委員

では、今、言ったような排雪をする流れで、実際に今回、市長がNGを出して排雪できなくなったという事例は、今回この冬においてありましたでしょうか。

○（建設）雪対策課長

排雪の判断経緯の中で、議論の結果として排雪作業を見合わせた路線はごさいます。

○高橋（龍）委員

では、そういったこともあったということですね。今回、苦情の件数についても少雪が原因であるとは思いますが、ほとんど全ての項目で半減しているのですけれども、我々新風小樽の中村岩雄議員の一般質問の中で、除雪後の苦情が昨年393件、今年が315件と、ここに関しては半減していない、かなり割合が高いわけなのですが、それに関してきめ細やかな除排雪というのをうたってきた市長について、どのように感じておいでかお伺いできますか。

○市長

除雪後の苦情ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

今年度は、皆様にも御提示させていただいたように、特に 2 種路線において 15 センチメートルが出勤基準だったものを 10 センチメートルということもあって、除雪が今まで以上に出勤する機会が多かったであろうということは御推察のとおりでございます。その中で、除雪の手法はさまざまある中でも、現在は基本かき分け除雪が中心でありますので、そのかき分け除雪を行った際に置き雪として残ってしまったということが、除雪に伴う苦情の主たる要因なのかなというふうに認識をしているところでございます。これは、もう少しそのような市民要望、市民の皆様から御連絡いただいたことをしっかりとした分析が必要かなというふうには思っておりますけれども、現時点で私はそのような認識を持っているところでございます。

今後において、盤の厚さを抑えて、いわゆる人の行き来、車の行き来を雪が降った中で安定的に取り組んでいくためには、除雪をきめ細やかに行っていくということは大変重要な中で、どうしても雪置場等が今年度あまり増やせなかったということもあって、置き雪対策がなかなかできなかった部分もあるのかなと思いますので、この雪置場をしっかりと確保していくこととともに、除雪における工夫ですか、今まではかき分け除雪がメインでありましたけれども、他の機材、例えばロータリ車等が有効活用できないかとか、そのようなことで置き雪を少しでも改善できないだろうかとか、そのようなことも含めて苦情における改善が図れるよう到来年に向けていろいろ検討していかねばならないのではないかとこのところが、現在の私の思いでございます。

○高橋（龍）委員

今年の結果もしっかり検証していただいた上で、他都市の先進事例とか小樽なりの新しいやり方というのを考えていっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

新風小樽の質疑を終結し、自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎除排雪について

まず、昨日質問を残してしまった部分なのですが、除雪 J V を、2 社から 4 社へと編成を変更した際に、新規参入の企業が出てくるということで、この新規企業に対する育成等の費用など、負担については誰が負担をするのかという質問で昨日終わったのですが、そこについてもう一度答弁をお願いします。

○建設部副参事

新規参入業者の育成の費用はどうするのかという御質問かと思えます。

今年も第 7 ステーションを増設してございます。新規の業者が参入している状況もでございますけれども、業者育成というところで新たな費用が発生しているということではなくて、実施、実務で経験を積んでいただいて、業者を育成しているという状況でございますけれども、将来的には、例えばオペレーターの講習会ですとか、そういうものを視野に入れていきたいというふうには考えてございます。

○中村（吉宏）委員

第 7 ステーションは新設だと思うのですがけれども、第 1 から第 6 ステーションまでの今までのところで新規参入される場合、従来やってきた企業があるのですけれども、そういった方たちが教えることになるのか、市が負担するのか、そういったところ、答弁をお願いします。

○建設部副参事

なかなか市が実際に機械の運転を指導するというのは難しいと思いますので、今まで経験を持っているオペレー

ターの方が実際に訓練、指導を行っているというのが実態でございます。

○中村（吉宏）委員

新規企業については、何かしらの指導を受けたりとか、いろいろな業者から教えてもらうことがある意味出てくると思うのですけれども、そういった場合に人員を割いたりとか時間を割いたりとか、そういった部分でコスト的なものが出てくると思いますが、この辺の認識はいかがですか。

○建設部副参事

委員がおっしゃるように時間的なものが出てくると思います。今の時点では、経験のある業者の指導が実態でございますので、今後、このやり方がいいのかどうかも含めて検証を行いつつ、今後どういうふうに業者の育成を図っていくかというのを他市の事例も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

業者も、それぞれいろいろなコストを計上しながら時間の部分も考え入れながらやっていると思います。除雪の予算が今年度はまだ本格的に計上されておらず、今定例会でもその財源が不明確だと、財源不足隠してはどうかというような指摘がされている中で、今、いろいろ検討されますということですが、私は基本的にやはり市が業者に対して負担するべきものだと思うのです。こういった中で、まだ除雪費用を計上されていない状況で、こういった部分の費用負担もできるのか伺いたと思います。

○建設部副参事

除雪業務にかかわらず、土木工事一般ですけれども、やはり企業の業者育成の中で従業員の教育指導という部分も重要な要素だと思います。

委員のおっしゃるように業者の育成ということでございますけれども、今、市の負担できるものというのは限られてくると思いますし、どういうものが今後考えられるかというのは今後の課題だというふうに認識してございます。現状においては、各企業、業者の中で除排雪であればオペレーターの育成、これが重要なポイントになってくるのかとは感じてございます。

○中村（吉宏）委員

除排雪の構成業者が増える中で利益が減り、かつ新規参入企業のオペレーターの育成までしなければならないと、このようなことではやってられませんといって企業が抜けていった場合には、どう対応するつもりですか。

○建設部副参事

オペレーターの関係でいきますと、市内の業者にヒアリングしますと、高齢化が進んでいるということが大きな課題の一つだというふうに認識してございます。あと10年もすると、オペレーターの高齢化が進んで、今より人員が減っていくというのが課題の一つだと思います。この課題を解決するために、若い人にこういう除排雪作業に携わっていただきたいという思いはございます。将来的な除排雪体制を見据えて、小樽市の持続可能な除排雪体制の構築に向けて、これは小樽市と、それから業者を含めてどういうふうに将来の体制を維持、それからつなげていくか、そういうことを一緒に考えていく必要があるというふうに感じてございます。

○中村（吉宏）委員

ぼやかさないでいただきたい。もし、来年の冬から先ほど申し上げたような状況が発生した場合にどう対応するかを聞いています。もう一度答弁をお願いします。

○建設部副参事

来年の冬からということでございますけれども、今、そういう状況は私は把握してはございませんけれども、今、市内に登録ある除排雪の業者は38社ございますけれども、38社の業者が、少しでも多くの業者がこの除排雪業務に携わることによって、一丸となって市民サービスに向けて作業を行ってほしいというふうに考えております。委員のおっしゃるように来年度、そういう新規参入の業者の育成という部分は、今、既存の業者に頼らざるを得な

いという部分は実態でございますので、その中で小樽市に何ができるかというのは、まだこの場では回答する内容のものを持ち合わせておりませんが、来年度、早い時期に業者の皆様にはヒアリング、意見を聞きながら検討してまいりたいと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

もう少し危機感を持っていただきたいと思うのですが、昨年の入札の、二度にわたる不調の際に、業者から実際に、このようなことではやってられませんと、他都市の除雪をやったほうがましですというような声も現実、上がっている中での質問です。もう少ししっかりと答えていただきたいと思います。

○建設部副参事

委員のおっしゃるようなそういう不満が業者の間にあるということでございますけれども、小樽市としては、繰り返し返しの答弁になりますけれども、この除排雪作業というのは、除排雪作業にかかわる業者、それから小樽市の連携、協力が必要だというふうに感じておりますので、その辺を御理解していただいた上で、お互いの協力関係の中で、この冬の除排雪の作業を乗りきっていきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

そういった状況もある中なので、2社から4社という変更を今年やりますと市長はぼんとおっしゃいましたけれども、慎重に検討して要件変更を取りやめていただきたいと思います。

次の質問に行きますが、同じく除排雪で、昨日まで市長は、排雪中止に関して関与はしていないと答弁されていたけれども、先ほど高橋龍委員の質問の中で、市長が関与をされたというようなこととお話があったかと思いますが、この辺もう少し明確に答えていただけますか。

○（建設）雪対策課長

排雪作業におきます市長との関係でございますけれども、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、基本的には、まず私ども対策本部で現地を確認し、そして対象路線等の検討を行い、また、それについては市長にも報告し、そして市長も現場を見られているということなのですが、こういった中で最終的には、対策本部と市長を含めまして議論をした中で排雪作業を進めていっているということでございます。

（「何かちょっと違う」と呼ぶ者あり）

○中村（吉宏）委員

それは、つまりどういうことなのでしょう。雪対策課が市長に進言をして、それで除排雪の路線を選択しているということなのか、それともいったん見直すからということが言われてからのそういうアクションなのか、もう一回はっきりお答えください。

○（建設）雪対策課長

まず、基本的には私どもがパトロールをした中で排雪にかかわる路線をまず選定していきます。その上で、市長とも打ち合わせした中で最終的にどういうふうに進めようかということにしているのですが、その中で市長も結構現場をごらんになっているという状況でございます。最終的に私ども対策本部と、それから市長も交えまして、大きくは、排雪するしないについてはいろいろな議論をした中で、最終的に対策本部として市長の考えも受けた中で路線を決定していっているということでございます。

○中村（吉宏）委員

除雪対策本部は、除雪のいわゆるプロだと思うのですが、市長に一々お伺いを立てなければならないのでしょうか。除雪対策本部の本部長が副市長であることにも鑑みて、一緒にあわせて答弁をください。

○（建設）雪対策課長

まず、現場は、私どもに過去の経験もございますし、それで見ているのですが、やはり今年いろいろと除排雪の関係を見直していくという中にありまして、市長の考え方、思いもいろいろとございます。そういった中で対策本

部と市長の考えをすり合わせするという部分もございまして打合せをして、最終的に判断しているということであり
ます。

○市長

補足になるかどうかはわかりませんが、何かまるで私が打合せに入ってはいけないかのようなぐらいの
指摘のように聞こえていますけれども、昨年の第 3 回定例会において、公約も含めて例年よりも大きい予算を組ま
せていただいて、ある意味、議員の皆様からは、ある種、条件つきで予算を通していただいたのではないかなとい
うふうに思っております。つまりは、これだけの予算を大きくつけた以上は、もうしっかりとやってくれという、
皆様からのそういうお声があって結果的に予算の議決をいただいたというふうに思っております。

私は、それで予算が通ったので、あとは原部・原課で頼むねということではないのではないかと。私自身、鈴木
議員からもよく 1 丁目 1 番地という言葉がありますけれども、やはり今回のこの除排雪に対しては、私自身も公約
で掲げたこととともに、市民の皆様がより満足度がいつている状態なのかということをも自分自身でも機会あるごと
に鑑みて、また、担当職員と一緒に現場に行かせてもらったりとかして、その中でその現状をいろいろな形で改善
の方法であったりとか、そういうほかの方法であったりとか、また、今おっしゃったような排雪の要望に対してそ
のままやっていくのかとか、いろいろなことを打合せしながら、今日までやってきているところでございます。

私としても、やはり皆様からそのように議決をいただいた以上、私自身としても私なりの責任を持ってやってい
くことが重要だというふうに思っておりますので、都度、報告しに行かなければいけないのかというようなお話も
ありましたけれども、もしかしたら例年よりそういう機会は多かったかもしれません。でも、それは私としてのや
はり責務として、当然状況も知りたい、また、その取組の状況、市民の声とかも含めて把握したい、そういうこと
は当然私としても思っておりましたし、また、2 月 1 日から雪対策本部長として副市長にもついでいただきました。
その後においては、副市長にも同じその場に入らせていただいて、原部・原課の取組、また、その状況をいろいろ鑑
みながら、どういうふうに対応していくのかということも打合せをし、結果、原部・原課が判断し、決断をしてい
ったということだというふうに思いますので、中村吉宏委員から御指摘をいただいていることが、何かまるで私が
参加してはいけないみたいな状況に聞こえますけれども、私は行政の役目としては、より私としては参画し、いろ
いろなことにそういうふうと一緒に職員と取り組んでいくことは重要ではないかなと、そういうふうに思っている
ところでございます。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

鈴木委員。

○鈴木委員

先ほど中村吉宏委員が言ったとおり、その前の高橋龍委員への答弁と雪対策課長の答弁が違っているというふう
に感じます。除雪に対する市長のかかわり方ですね、それについてどちらが、前はかかわっていないというふう
にお聞きをしております、今回は、逆に言うと一緒に考えて、そして一緒に決定しているというふうにはおっしゃ
いましたけれども、少なくとも市長がしっかりとかかわっているということでございますので、その点を精査して
いただきたいと、そして確認をしていただきたいと思っております。

○委員長

ただいま議事進行の申出がございました。

(「もう一回答弁してもらえばいいでしょう」と呼ぶ者あり)

ということで、雪対策課長、高橋龍委員の質問に対する答弁と中村吉宏委員からの質問に対する答弁に委員長と
しても若干違いがあるような、前段部分はたぶん一緒だったと思うのですが、後段で若干違いがあるというふう
に聞いておりましたが、いま一度、高橋龍委員の質問も踏まえた上で、中村吉宏委員の質問に対して答弁をいただき

たいと思いますが。

○（建設）雪対策課長

改めて答弁させていただきますけれども、基本的には私の答弁の中では、同じ趣旨でお答えしたつもりでございます。

まず、基本的には、この排雪作業については除雪対策本部の中で判断をしていくということですが、その中において市長と相談しながら進めてきているというのが基本的な考え方になります。それで、言ってしまえば判断フローといいたいでしょうか、判断していく上での流れでございますけれども、最初に対策本部が現地をパトロールしつつ除雪の必要な路線、こういったものをまず選定し、その後、対策本部としてどういった路線を排雪していくかということの検討をまず進めるということでございます。そういった中において、市長にも私どもが考えている排雪路線については御報告した中で、市長も現場は見られているという、今、状況でございます。そして、そういった市長もごらんになり、私どももある程度の検討を進めていく中で、最終的に対策本部と、それから市長も交えて排雪の路線について議論し、協議しつつ最終的に決定していくという流れでございます。

○委員長

少し何か違っていたような気もするのだけれども、どうしますか。

（「そういう答弁だということなので、まとめれば」と呼ぶ者あり）

○中村（吉宏）委員

それでは、一度排雪に関して中止をしましょうと、見直しましょうというようなお話があったかと思えます。一時的に排雪がストップしたような状況を私も原部から確認をしておりますけれども、それについては、では市長もお話合いの中で関与されたということによろしいのですね。

○（建設）雪対策課長

今、中村吉宏委員からの排雪の中止といいたいでしょうか、私ども一時排雪を見合わせたといいたいでしょうか、そういった時期があったのですけれども、それはせんだって私も答弁させていただきましたが、1月からスタートした中で、ある程度、道路状況が厳しいところが一定程度完了して、それから今後の排雪作業をどうするかという中で一時見合わせし、また、市内の状況を確認したのですが、その際には、この確認作業についても市長と打合せをしながら決めていったということでございます。

○中村（吉宏）委員

昨日と同様の答弁で市長はかわられていないというお話をされていましたが、この矛盾があると思うのですが、この違いはどういうことなのでしょう。しっかりと説明してください。

○（建設）雪対策課長

先日の林下委員の質問の中では、指示をされたかどうかという御質問だったかと思うのですが、その際に、市長は直接指示をしていないということで答弁をしておられたかと思えます。

私が今、お話しさせていただいているのは指示といいたいでしょうか、対策本部と市長との間で協議若しくは議論した中で決めていったということでございます。

○中村（吉宏）委員

協議というお話がありましたけれども、市長と、では雪対策課長、それから原部の方は、対等な関係でお話されているということですか、指示関係等はないのですか。

○（建設）雪対策課長

本来であれば、私は課長ですので立場的には違う部分もございますが、議論する上では、現場を見た中で私どもは私どもの考え方を市長にお伝えし、理解を求め、若しくは議論をしていくという形でこの排雪にかかわる議論をしてまいりました。

○中村（吉宏）委員

では、その結果、最終的に責任をとるのはどなたでしょうか。

○副市長

最終的に責任をとるのは本部長である私だというふうに自覚をしております。

○中村（吉宏）委員

では、本部長は、その会議の中でどういったかかわり方をされていたのですか。

○副市長

私も一緒に入って議論に参加をしております。

○中村（吉宏）委員

では、最終的に排雪を中止しよう判断されたのは本部長ということになるのでしょうか。

○副市長

最終的には私になろうかと思えます。

○中村（吉宏）委員

◎北手宮小学校に係る資料等の保存について

最後に、今、小・中学校の閉校が進んでいる中で、北手宮小学校の校域の方から、雪まつり発祥の地の資料館をぜひ残してほしい、こういった声も上がってきております。これから閉校が進むに当たって、まずこの雪まつり資料館の保存について、それから各校の思い出の品といいますか、校章や校旗等を含めまして、そういったものの保存、保管についてどういう方針なのか御説明ください。

○（教育）総合博物館長

現在、北手宮小学校にございます雪まつり資料館についてですが、雪まつり資料館が所蔵しています資料につきましましては、3月末に総合博物館に移管をして収蔵することとしております。

資料室そのものにつきましましては、どうするかはまだこちらで検討しておりますが、少なくともあそこにある資料が散逸してどこかに消えてしまわないようにまずは総合博物館が所蔵して整理させていただきたいというふうに考えております。

○（教育）主幹

閉校した学校の資料につきましましては、これまで閉校した学校の資料ということで、市内3か所で保存、展示してございます。中には、既に博物館で保存している閉校した学校の資料もございますけれども、今後の閉校する学校の資料も含めまして、総体的にそこを一括管理していくような方向で、今、検討してまいりたいということでは考えてございます。

○中村（吉宏）委員

北手宮小学校の件だけ先に伺いますが、総合博物館に収蔵された後、市民の皆さんが閲覧をできる状況になっているのか、あるいは今なっていないけれどもそういったことを検討して進めていくのかお答えください。

○（教育）総合博物館長

当然、貴重な資料でございますので、どこかでは、その時期はまだ明確にはお答えすることはできませんけれども、このまま博物館の収蔵庫にしまい込んでしまうということはないように、有効な活用を今後、検討していきたいと思っております。

○鈴木委員

◎市長の政治姿勢について

市長の政治姿勢についてお聞きしたいと思います。

まず、確認となりますが、先ほど市長もおっしゃいましたが、2月29日、議会審議が中断し、再開までに8日間かかった最初の中断の理由は、私の代表質問の本質問で森井ひであき後援会通信に関する市長の政治姿勢を尋ねた際、「後援会通信につきましては、私の立場ではお答えすべき事項ではないと考えておりますので、答弁については差し控させていただきます」と答弁し、再質問でそのことに私が後援会通信の発行の責任はさておいて、市長はその通信を見たならば、そのことは市長の考え、すなわち政治姿勢にかかわることなので所見を述べるべきだと言い、議長に促されたにもかかわらず答弁を差し控えるというので、議長が見かねて、はっきり答弁を求め中断をしたということです。

3月7日、市長が答弁をするということで代表質問が再開し、市長が「繰り返しになりますけれども、内容を読んでも同じようにありがたいという思い、心強いという思い、そのように思った」と答弁されました。それは、後援会通信の内容を認めることではなく、発行していただいて応援してもらっている気持ちに対してということでありました。このように答弁したことに間違いはないかお答えください。

○市長

そのように答弁をさせていただきました。

○鈴木委員

市長は、私の代表質問の再質問が中断したその同日2月29日に公印を押された公文書で、私の再質問に絡めて小樽市議会議長宛てに申入書を出しました。間違いありませんね。

○市長

そのとおりでございます。

○鈴木委員

済みませんけれども、市長、短い文章ですので内容を読んでいただけますか。

○総務部次長

私が読ませていただきます。

申入書。

「「後援会通信の内容について、どのように考えるか」という再質問に対し、私は、「議会の議論にそぐわないものであり、答弁を差し控えさせていただきます」と答弁いたしました。

しかしながら、私が質問に答えていないとして議会審議が中断することとなりました。

私としては、私の後援会の姿勢や発行物に関することで、市民の皆様のために開催される議会の貴重な時間を費やすべきではなく、新年度予算をはじめ、直接、市民生活に関わる議案について正当な議論をしていただきたいと思います。後援会通信の議論を、今議会の入口であるかのような認識については理解をすることができません。

市議の皆様が満足される答弁ではなかったことで「質問に答えていない」あるいは「議会軽視である」と指摘されることは、大変残念に感じております。

議会運営においては、審議を中断することも、再開することも、議会に権限があり、市長部局としては、それを受け入れるよりほかありませんので、このことを踏まえた上で、ぜひ今議会の正常化に向けて、ご配慮くださいますようお願い申し上げます」という文書でございます。

○鈴木委員

これは議長に出されて、市長名で先ほど言ったように公印をしっかりと押されていますよね。それで、この中身で伝えたかった要旨は、市長にお聞きをしたいのですけれども、この要旨はどういうことなのか。文章のとおりと言われればそうですけれども、先ほどおっしゃったように、これに対して自分はこの文書で何を言いたかったのですか。議会に対してどうしてほしかったのですか。

○市長

どのような要旨かというのは、ここに書かれているとおりののですが、ぜひ議会を再開していただきたいという思いを含めて、そのときに私自身が感じた考えをお伝えしたかったということでございます。

○鈴木委員

我々は、市長の答弁に自分たちが満足しないからといって何度も同じ質問をしているわけではないのです。市長が何度聞いてもはぐらかしたり、つじつまが合わなかったり、正確に答弁をしないからそういうことが起こっているのです。勘違いをしないでいただきたいのです。「議会運営においては、審議を中断することも、再開することも、議会に権限があり、市長部局としては、それを受け入れるよりほかありません」と書いてありますけれども、今、言いましたとおり、もともとは森井市長、あなたの正確な答弁が行われていないことによる中断だと我々は考えています。我々議員は、いつでも与えられた責務を全うするために審議を続けたいと思っているのです。市長の言いがかりとしか私はとれません。

日本では、憲法第93条で地方自治体の首長と地方議員を住民が直接選挙で選ぶ二元代表制をとるように定めています。市議会は、市民にかわってその声を市政に反映するところで、市の意思を決定する議事機関であります。二元代表制の特徴は、相互の牽制・抑制と均衡によって首長と議会が緊張関係を保ち続けることが求められます。すなわち自治体、小樽市の基本方針を、議会は政策決定の機能と監視・評価の機能を果たすこととなっています。この申入書の内容では、森井市長が議会の議論にそぐうものかそうでないものかを決め、そうでないものについては答弁を差し控え、「答弁を差し控えさせていただきたい」というのが答弁だと横暴極まりない発言ではないですか。議会が持つ政策決定の機能及び評価・監視の機能を奪うものであると考えます。

また、議会には自助機能もあります。本会議では、事前の議会運営委員会で、本会議中は議長判断及び必要に応じて議会運営委員会の開催、本委員会では理事会並びに委員長判断と不適切な質問や発言については議会みずから対応しています。実際、先日の代表質問時の石田議員の議事進行の中で不適切な発言には、すぐ議会運営委員会で陳謝、訂正、削除を求め機能しているではありませんか。いみじくも議長は、この申入書を受諾することは議会の自殺行為とも述べられました。市長は、この議会が持つ政策決定の機能及び評価・監視の機能について、この申入書をもって制限をかけるつもりなのですか。議会の権能を奪うつもりなのですか、お答えください。

○市長

最後におっしゃられたことにおいては、そのようなつもりは一切ありません。再開した後に、議長からもそのことを確認されまして、私もそのつもりはないということであらうかとさせていただいたところでございます。ですから、この申入書においても、そのようにおっしゃるようなことを何か制限しようと思って提出しているわけではなくて、そのときにおける再開において、ぜひお願いをしたいということで申入れをさせていただいたところでございます。

○鈴木委員

この申入書の中に語句があります、「市民の皆様のために開催される」うんぬん、「市民生活に関わる議案について正当な議論をしていただきたい」と書いているのではないですか。それは、正当か正当ではないかというのは誰が決めたのですか。お答えください。

(「決めた」と呼ぶ者あり)

だって、書いてあるではないですか、この中に「正当な議論」と。

○市長

私は何も決めてもいませんし、先ほどからお話しているように私自身がそのように感じたので、そぐわないということにおいても、私自身の一つの感想でございます。ですから、そぐわないものだというふうに私は思っておりますよということをお伝えしただけですので、そのような御指摘は当てはまらないと思います。

○鈴木委員

今、市長は、そうおっしゃいましたけれども、そぐわないと自分の感想で思うから答えないということを言っているのです。そぐわないというふうに自分で考えて所感を述べられまして、その結果、議会に対して答弁は控えるという行動をとっているわけです。というのは、別にこの所感だけではなくて行動も伴っているではないですか。お答えください。

○市長

そのような御指摘も、議会が中断されている間に議長側からも、そのようなお話もあるというふうにお聞きをしたところでございます。その後、再開をさせていただいた後においては、私自身もそのそぐわないということそのものは私が感じていたとしても、それを答弁を差し控えるということに結びつけることがそれになりかねないという御指摘もあったものですから、その後においてはその答弁を、私はもちろんですけれども、担当のそれぞれの部局、関係者ともそれについて話し合いをしながらしっかり答弁ができるようにいろいろ考え、工夫しながら、その後、取り組んできたところでございます。

○鈴木委員

そういうことでは、市長は、申入書というのは公印を押して公文書で出しているのだけれども、今となれば、所感でそういうふうにしたけれども、先ほど撤回しないとおっしゃいましたよね。なぜ撤回しないのですか。だって、おかしいわけでしょう。今、おっしゃったように自分の思いだけでつくって、それを基に議会の答弁を控えさせていただくということなのですから、そういうことをすると、自分の判断で議会に対して正当な議論かどうか判断し、そして答えることもそれによって決めるということなのでしょう。

(「決めるという、それがわからない。決めるってどういうことか」と呼ぶ者あり)

だって、この申入書は、正当な議論をしていただくために、これとは関係ないことを聞かれたら答えませんということを端的に書いているのではないですか。

○市長

この文書は、議会の中で私が答弁した内容をお伝えするために、そのように記述をさせていただいたところでしょうかありませんし、さらに、それによって私が決定するしないというようなことについては何一つ書いておりませんので、そのような御指摘を受けるような文書ではないというふうに認識をしております。

○鈴木委員

そのように認識しないにしても、議長宛てに書いていますよね、議会皆さんにですよ。議長ということは、議会全般の議員に、私としては、この質問はなじまない、ですから、これについて聞かれても答えないということを書いているのではないですか。そうではないのですか。違うのですか。

(「書いてますか、そんなこと。答えないなんて書いていますか、書いてませんよね」と呼ぶ者あり)

○委員長

しばらくお待ちください。確認をしております。

(「答えないとは言っていないですけどもね」と呼ぶ者あり)

(「答えないって書いてないですよね」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員

今、声が聞こえましたから言いますけれども、「答えない」とは書いていないですというのでしょうか。でも、答弁を差し控えさせていただきますという答弁は、答弁しないというのだから、答弁ではないと我々は思っています。答弁しませんというのが答弁ですというのは通らないのですよ。

それともう一つは、正当な議論かどうかということをしていただきたいというのは、所感で書いたとありますけ

(「はい、それについては」と呼ぶ者あり)

だから、この申入書は破綻しているのではないですか、もう。

(発言する者あり)

公文書ですよ。

(「この差し控えるという答弁からは変わったことにはなると」と呼ぶ者あり)

(「ということを言いたいわけですか。ああ」と呼ぶ者あり)

(「そういう意味なんですね」と呼ぶ者あり)

ということを言いたいわけではなくて。

○市長

私自身としては、このときの答弁は、議会の議論にそぐわないものであり、答弁を差し控えさせていただきたいと答弁いたしました。私は、そのときにも答弁した認識ではあったのですけれども、その後、そういうふうに議長側からもそのような御指摘をいただいたものですから、そのような努力をしていこうということでは先ほどお話をしたとおりでございます。

しかしながら、それはできるだけそういうふうにしていきたいというふうに思っておりますけれども、私はこのときも答弁を差し控えさせていただきたいという答弁をした認識なので、その認識そのものは何も今も変わっておりませんから、別に撤回する理由とかにはならないということでございます。

○鈴木委員

市長に聞いてもらちが明かないので副市長にだけ聞きます。今、言ったお話は、成り立ちますか。このときにはそう考えてつくったけれども、実際、行動としては答弁したのです。ということは、この公文書、それもわざわざ公文書で出して、このようにする必要があるのかもありますけれども、議会に出された公文書ですよ、これは撤回してくださいと、そういうふうに言うに決まっているのではないですか。そのことを理解しませんか。副市長、良識のある副市長、どうですか。

(「まるで私、良識ないみたいですね、やっぱり」と呼ぶ者あり)

○副市長

議論経過から言えば、最初の答弁では差し控える。それで、再質問の途中で、先ほど言ったような経過で中断する。その間、その答弁をめぐって議会側と調整し、再開に及んで、まず再質問に答える形で入りました。そのときに議長から、答弁について議会の権能について侵すことのないようにという注意があつて、市長がそれにならずいて同意したと。その後、再々質問で心強いという思いを持っておりましたという答弁をし、さらに、それではまだまだ答弁としては不十分だということで、安斎議員の質問のときに、「このたびの後援会通信の内容についても、多くの市民の皆様の意見の一つとして受け止めてまいりたいと考えております」ということで、今までよりも少し踏み込んだ答弁をしたと。

そこで、今、鈴木委員がおっしゃるとおり 2 月 29 日の段階で、このような文書を私どもが発出して、その後、この文書を基に事務局側も、さらに議会側にも大変な議会運営上の御配慮をいただきながら、何とか歩み寄りながら議会を進めてきたと、そういう経過がございますので、私どもとすれば、この申入書が一定の御理解をいただいた文書であったということで受け止めておりますので、それについて今、撤回というよりは、その当時の状況とすれば、この私どもの考え方について、それぞれの一定の理解をいただいた上で進めていただいていると、そういうように考えておりますので、今、3 月 15 日の段階でございますので、時間的な経過でそういう経過がありますので、その時点の文書ということで御理解をいただければ大変ありがたいというふうには思っております。

○鈴木委員

今、副市長は、重大なことを言ってしまったよ。この申入書に一定の理解をしていただいたと、誰がなので

すか、議長がそのようなことを言いましたか、我々が言ったのですか。本当にこの申入書に一定の理解をしたと言ったのですね、そのことだけ確認しますよ。

○副市長

それは私が感じたことございまして、議長が言ったとか副議長が言ったということは申し上げておりません。私は、この申入書に基づいて、それぞれが考え方を、打合せをしながら議会運営に当たっては何とか進めていきたいという考え方では協議をしてきたつもりであります。

○鈴木委員

ということは、副市長は、議長に一定の理解をいただいたので、これはそのまま市長が残したいからそういうふうにしてあげますという話なのかもしれない。議会の全員で、全員でというか、ほとんどの人がこれはだめだと、撤回しなさいというふうになったら議会意思ではないのですから撤回するということなのですね。理解を得ていないのだから。それだけ聞かせてください。

○委員長

一つ申し上げます。

公文書ですから、撤回というのは、おそらく手法的に無理だろうと思います。公文書の取扱いの手法的には撤回というのはおそらく無理だと思います。できるのは、上書きの文書を発行するという手法はあるだろうというふうに思います。

そういう意味では、今、鈴木委員は、わかりやすく、実質的に撤回となるような手立てをとる必要があるのではありませんかということ質問したと。それが、最終的に副市長は、議会の理解を得て、この文書は今も存在しているということを言っている。さらに、それであれば、鈴木委員は、議会全体の意思として、この文書の存在意義はもう失効しているといったときに何らかの手立てをとるのですかという質問の構成です。一般論的な部分と、それから市長の判断、副市長の判断を含めて伺いたいと思いますが。

先に、一般論的に私が、今、説明したことが成り立つのかどうなのか、たぶんこれは総務部だと思いますけれども、いかがですか。

(「だって答弁する気ないんだったら総務もないんじゃない」と呼ぶ者あり)

いやいや、手続上。

(「状況の変化があったということ言えば」と呼ぶ者あり)

(「いや、ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり)

○市長

今、委員長が総務部に求めた答弁にまで私のこれからの言葉が至るかどうかというのは何とも言えませんけれども、現行で議会は今既に再開しております。私は、これはとまったときに、そのときの私の思い、考えも含めて副市長とも相談させていただいて申入れをしようということとさせていただきますので、つまりは、再開に向けてぜひお願いしたいということで申入れをさせていただいた内容でございますので、現在、結果的に再開されておりますので、私の思いとしては、その時点で一つ皆様にお伝えをしたということで完結しているのかなというふうに思っているところでございます。

○委員長

あと、総務部は何か答弁ありますか。ないですか。

○鈴木委員

市長は、簡単に自分の所感で書いたとおっしゃいますけれども、公文書であり、議会に、議長にこの内容でお出しになって、議会人に聞かせればみんなびっくりしますよ、このようなことを言うことはあり得るのかと。ほかの方にも言われましたけれども、そのぐらいの重要な内容の文書なのですよ。だから、それを、もう終わったからま

あいいいのではないですかと、そのようなわけにはいかないのではないですか。それで、てんまつをどうするのかということを知っているのに、そのように笑って答えなさい。このような文書を議会に出されている議会なんかないですよ。とてもではないけれども、本当に恥ずかしい。ですから、先ほど委員長に解説していただきましたけれども、撤回そのものは、もう、1 回出たものですからできませんけれども、それと同等、次ぐような手続をとってくださいということをお願いしているのではないですか。

(「どうしようかなあ」と呼ぶ者あり)

どうしようかなじゃなくて。

(「そのときはそう思ったのであり、現在においては、そういう議会の質問を制限するつもりはない」と呼ぶ者あり)

それで済むのですか、だから。

○委員長

小貫委員、不規則発言はだめです。

○市長

まだ打ち合わせしていますが、恐縮ですが先ほどの繰り返しになりますけれども、たぶん一番御指摘されているのは、それが、権能を脅かすような内容ではないかという御指摘ではないかというふうに思うのですが、それについてはそのような考えはありませんし、制限をかけようというふうに思っているものでもありません。そういう文書内容でもありませんし、その権能のことにおいては、本会議の場において議長からその御指摘もいただいて、私もそういうつもりはないということでもうなずかせていただいたところでございますので、そのような御心配の内容ではないということでも御理解をいただければというふうに思います。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

中村吉宏委員。

○中村(吉宏)委員

今の議論の中で、市長の答弁ですけれども、その内容としまして、議会の権能を脅かすようなことを意図されてはいないと、そういうようなことではなくて、今、質問の趣旨としましては、先ほど撤回という言葉がありましたけれども、この文書は公式文書ですので、議会全体に宛てた公式な重みのある文書なので、これについての処理をどうするのかと。そのままという思いはわかりますが、手続的な部分と、後処理について議会からは撤回に類似した、この効力が残らない形にしてほしいという趣旨の申出をさせていただいております。これについてどう対応するのかというのが質問の趣旨だと思うのですが、この辺精査していただいて、もう一度答弁いただいたほうがよろしいかと思っておりますけれども、委員長、いかがでしょうか。

○委員長

今の議事進行に対して申し上げます。

先ほど私が市長並びに総務部の方に言ったこと、いわゆる鈴木委員の質問の要旨を私なりに理解した上で言ったことに対する答弁だったというふうに思います。ですから、精査してうんぬんということではないと思います。強いて言えば答弁、こちらは、要は鈴木委員は撤回を求めている。市長としては、撤回には応じられないという、そういう見解の相違だというふうに思います。これをどこまでやってもたぶん平行線だと思いますし、もし撤回を求めることに対してきちんとした反論があったり、また、その撤回を求めることを説得できる答弁があるのであれば、それはしていただきたいと思っておりますけれども、そうでなければ、これはどこまでいっても平行線だというふうに思います。

もっと言うと、今の中では、鈴木委員の質問の中でも撤回しなければならない、撤回しなさいということをして120

パーセント説得できるような提案なり質問なりということにはお互いになっていないわけです。それは、現実だというふうに思います。

その上でもしかなのであれば、基本的には、自民党の質問を終結した後、休憩をとる予定でありました。

(「再開後、答えていただけますか」と呼ぶ者あり)

それで、委員長としては、暫時休憩し、再開したときに、もし市長側から何らかの答弁があれば、それを受けて次の段階に進みたいというふうに考えておりますが、市長、なければなくても構いませんけれども、それでも仕方がないですね。できればいただきたいということですか。

(「できればいただきたいです」と呼ぶ者あり)

○委員長

ということです。

それではこの際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 16 分

再開 午後 3 時 38 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

先ほどの休憩前に、委員長から市長に対して、もし再開後に何か御発言があるのであれば承りますというふうに申し上げましたが。

○市長

申入書の件でございますけれども、やはりそのときの私を含めた理事者側の思いを議員の皆様にお伝えをしたいということで申し入れたことでございますので、やはり撤回をする理由が何一つ私としては見当たりませんので、撤回をするつもりはございません。

○鈴木委員

今、市長が言われましたけれども、それは先ほど委員長の言ったとおり水かけ論なのかもしれませんが、先ほど副市長が、この申入書がある程度議会が認知というか認めていると、私は何かそう感じていると言いましたけれども、重大な発言ですよ。私は、少なくとも私の周りの議員は、そういうことは一切思っておりませんし、この申入書自体が、存在自体がおかしいというふうに思っています。それを議会が半ば認めたから、それでいいのではないかという発言は撤回してください。とてもではないけれども看過できません。はっきり言いますと、理事会で問題にさせていただきますよ、とてもではないけれども、それはのめませんから。

○副市長

先ほどの私の発言は撤回させていただきます。私の個人的な思いを申し述べて誤解をさせたこと、大変申しわけございません。よろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、共産党に移します。

○川畑委員

◎高速道路周辺道路整備事業について

私は、高速道路の周辺道路整備事業について質問させていただきます。

予算説明書の149ページに項目があります。その中で、林道徳助沢連絡通線、この線に4,200万円計上されている

のですけれども、この林道徳助沢連絡通線とは、どこの道路を指すのか説明していただけますか。

○（産業港湾）農政課長

この林道は、長橋十字街と塩谷 4 丁目伍助沢を結ぶ道路となりますが、長橋方面からで説明しますと、長橋十字街からスーパーチェーンシガ長橋店の方向に上がりまして、JR 長橋踏切を渡り、さらに国道 5 号長橋バイパスの信号を渡り、山側に上がっていく道路でございます。ここの道路は市道長橋線というふうになります。さらにややしばらく進みますと、小樽市の食肉センター跡地を過ぎまして、保健所の管轄の犬管理所のあるあたりから、この林道徳助沢連絡通線になります。道道小樽環状線の伍助沢方向に抜ける 950メートルが、今回の事業の林道徳助沢連絡通線です。これをさらに進みますと、市道徳助沢線につながりますが、今回、平成 28 年度事業につきましては、林道全体 950メートルのうち上り坂頂上付近から手前、要するに犬管理所の方向に 740メートルを整備しまして、再来年度は残り 210メートルを整備する予定で申請しております。

○川畑委員

私の質問の先までお答えいただきありがとうございます。実は、この予算総括表の中で、財源について 4,200 万円のうち、雑入ということで 4,135 万円、それから一般会計で 65 万円と表示されているのですけれども、特定財源とはどこから出されるものなのか、お答えいただけますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

特定財源につきましては、東日本高速道路株式会社からの助成金となっております。

○川畑委員

NEXCO は、これは高規格道路、高速道路が建設されるということですのでけれども、市の負担額との関係はどのようなになるのですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

東日本高速道路からの助成金が 99 パーセント、市費が 1 パーセントの構成比となっております。

○川畑委員

市の 1 パーセントというのは極端に低いように思うのですけれども、これはどのような基準で出されるのですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

これは、助成金の制度、東日本高速道路株式会社がお持ちですけれども、その中で市費を少しでも入れてくださいという決まりとなっております。そのため、東日本高速道路株式会社と協議した中で 1 パーセントでもよろしいかという協議を進めた中で結構ですというお話でしたので、この形で進めさせていただいております。

○川畑委員

ということは、ゼロパーセントでも案外オーケーと言われたのかもしれませんがね。そういう点では、ほとんど NEXCO で出してくれるということであればうれしいことだと思うのですけれども、工事の内容についてお伺いさせていただきます。

工事期間は、先ほどの質問に答えていただいて、2 年だと、今年と来年だということでも聞きました。距離数も聞いたのですけれども、道路自体は、林道を舗装するのでしょうかけれども、どの程度の舗装になるのか、道路幅なんかも一緒にお答えください。

○（産業港湾）農政課長

車幅ですが、幅 4.25メートル、あと両側に路肩として 50センチメートルずつとっておりまして、片側に素掘り側溝を設けます。

○川畑委員

その側溝については、コンクリートか何かをつくってやるのですか。

○（建設）建設事業課長

こちらにつきましては、素堀り側溝、現状もう既にございます。それで、整備手法としましては、側溝につきましては一部崩れているところがあればそれについては直しますけれども、現状の素堀り側溝のままです。計画をしてございまして、内容につきましては、舗装を 5 センチメートルやりまして、その下に 45 センチメートルの路盤を入れるというような形の道路改良を計画してございます。

○川畑委員

NEXCO がこの事業のほかに道路等の整備の計画を持っているのかどうか、その辺がわかればお知らせいただけますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

現在、NEXCO では、高規格幹線道路のみの整備計画となつてございまして、そのほかを自主的にどこかを整備するというような計画はお持ちではございませぬ。

○川畑委員

そうしたら、今回の林道の整備は特殊だということなのですね。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

これは 3 か年に限定された事業となつてございます。ですので、通常の事業とは異なつてございます。

○川畑委員

先ほど工事は 2 年と聞いたのですが、3 か年というのはどういうことですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

工事とは別でして、この助成制度、助成制度については 3 か年助成をいただけるというような形となつてございませぬ。

○川畑委員

要するに助成制度は 3 年間やれると、そのうちこの林道については 2 年だと、あと 1 年はどこか別なところをやるといふ意味なのですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

残り 1 年は、別な路線を考えてございます。

○川畑委員

その、どこかほかのところというのは、まだ今のところは公表できないのですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

まだ公表させていただいてございませぬので、御理解をお願いしたいと思います。

○川畑委員

発言を差し控えるということですね。それで、林道を整備するわけですよ。林道を整備された後は、これを市道にするのかどうなのか、その辺確認させてもらいたいのですが。

○（産業港湾）農政課長

当面は、今までどおり林道として管理しますが、安全性を重視しまして、交通量などの状況を見ながらどうやって管理していくのか、関係部署と協議していきたいというふうな今のところ考えてございます。

○川畑委員

高速道路について最後の質問なのですが、もしこの道路を舗装して何年後かに傷んできますよね。その場合に、小樽市が管理することになるのだらうと思うのだけれども、それはどこの部署でやることになるのですか。

○（産業港湾）農政課長

庁内で協議しまして、その状況を見ながら市道認定してもらおうのかどうか、そういうところまでいかないと思う

のですけれども、協議しながら安全性が一番担保できるやり方でやっていきたいと思っております。

○川畑委員

今、いろいろな話を聞いた中で、長橋十字街から伍助沢へ抜ける通りで、今はもう通れるのかどうかわかりませんが、夏は相当道路が傷んでいたというのが、私の記憶にあるのです。だから、この後、高速道路ができれば、それなりに交通量が増えるのだらうと思うので、それに合わせて市の道路も林道も傷みが結構激しくなるのだらうと思って、そういう心配をしているわけです。今後、できれば市道にした上で管理してもらえればと、そのように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎ロードヒーティング更新事業について

次に、ロードヒーティングの更新事業について質問させていただきます。

同じく149ページにロードヒーティング更新事業費が1億1,750万円計上されているわけですが、この中には補助事業と、それから単独事業というのがあるようなのですが、この辺について質問させていただきます。

まず、今言ったようにロードヒーティング更新事業で二つの種類があるのですけれども、その違いについてはどういふものなのか説明してくれますか。

○（建設）建設事業課長

予算書には、交付金事業と単独事業と書かれていたかというふうに記憶してございますけれども、まず交付金事業についてですけれども、これは国の社会資本整備総合交付金を用いて実施するものでございまして、平成21年度に更新計画を策定しまして、その際に位置づけた箇所の更新を進めているものでございます。計画策定当時、耐用年数である15年を経過したロードヒーティングのうち、交通量が3,000台以上であって、かつバス路線になっているか、又は勾配が15パーセント以上であるかの条件に合致する28か所につきまして、熱源機や路面ヒーターを含めて、施設全てを更新する予防保全的な事業でございまして。

次に、単独事業でございまして、これらの条件に合致しなくても、現にロードヒーティング施設の運転にふぐあいが生じているという箇所につきまして、熱源機や路面ヒーターなどの設備単位であってもそれぞれの更新を実施しているというのが単独事業でございまして。

○川畑委員

今回、交付金事業の中では、西通線とかもめが丘団地幹線、この二つが計画されているということでよろしいですね。

○（建設）建設事業課長

そのとおりでございます。

○川畑委員

それで、更新事業の計画について聞きたいのですが、小樽市内のロードヒーティングは何か所あるのですか。

○（建設）建設事業課長

市が道路施設として管理しているものについてでございますけれども、現時点で232か所でございます。

○川畑委員

それで、更新事業計画のこれまでの更新と今後の計画についてお知らせしてもらいたいのですが、平成21年から27年までの更新事業の件数はどのようになっていますか。

○（建設）建設事業課長

平成21年度から27年度につきましては、10か所完了してございます。

○川畑委員

その後、平成28年度以降の更新計画について伺いたいと思うのですが、年度別に31年度までの計画について、どのような件数になっているのかお知らせいただけますか。

○（建設）建設事業課長

まず、現在の更新計画の計画期間でございますけれども、平成21年から31年までの11年としてございます。それで、今後の平成28年度以降の更新箇所につきましてですけれども、先ほど申したように28年は2か所を予定してございまして、29年度につきましては3か所、30年度は2か所を予定してございまして、31年度が11か所ということになってございます。

○川畑委員

平成29年度が3か所で30年度が2か所、そして31年度が11か所ということですが、財政的に29年度、30年度は可能かなと思うのです、今年の例から見ていくと。ただ、その31年度の11か所は、相当無理があるのではないかなと思うのですね。不可能ではないかというふうに私は思うのですけれども、どのような対処を考えているか聞かせてください。

○（建設）建設事業課長

まず、最終年度に多くの箇所が集中する結果となった原因を説明したいのですが、これまでの7年間でございすけれども、先ほど申したように交付金事業、いわゆる昔で言う補助事業でございすけれども、これで実施しているところとございまして、市から国に要望をして、それがかなえばそれについての事業を実施しているというような状況とございまして、この7年間で市からの要望額に対して国からの交付金が査定された年度も数年ございまして、これらの対応としまして、事業の実施年度を先送りしてきたというような状況で、最終年度に少し集中したような背景とございまして、委員もおっしゃっていますように、これらの11か所につきましては、1か所当たりの面積は比較的小さいのでございすけれども、ただ単年度で全てを実施するというのはなかなか困難かなという認識は持っております。

対応といたしますか、今後につきましてですけれども、現在の更新計画がいわゆる初弾の計画であったわけとございすけれども、これの終了いたします平成32年度以降につきましても、やはり耐用年数を超過していく重要なロードヒーティングというのが引き続き出てくるような状況とございすので、続きまして、いわば第2弾といたしますか、次の更新計画を策定して進めていかなければならないという形では考えてございす。こういうこととございすので、初弾の更新計画の計画期間に完了できない箇所につきましては、第2弾の計画に含めまして、今後、更新に取り組んでいければというようなことで考えている次第とございす。

○川畑委員

ロードヒーティングは市民の安全を守るためには非常に大事なところなので、今年、西通線は7,100万円かかっているし、かもめが丘団地幹線も3,500万円という高額なので、この後、ぜひ計画的に進めていってもらいたいと、そのことを申し添えて質問を終わります。

○小貫委員

◎石狩湾新港について

石狩湾新港についてお聞きいたします。

一般会計に負担金3億907万6,000円が計上されています、石狩湾新港の北防波堤延伸工事についてなのですが、そもそもこの西埠頭のマイナス14メートル岸壁整備なのですが、何のために幾らかけて行われたのか改めて説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

西埠頭のマイナス14メートル岸壁につきましては、木材チップなど増加が想定される外貨貨物を取り扱うために整備したものということで承知しております。

事業費につきましては、マイナス14メートル岸壁の整備で約59億円であったということで聞いております。

○小貫委員

昨年の速報値も含めて、最近 5 年間の西埠頭における全体の貨物量と木材チップの取扱量と比率を示してください。

○(総務) 企画政策室佐藤(直之) 主幹

最近の 5 年間の西埠頭における全体の貨物量と木材のチップの取扱量ということですが、平成 27 年速報値ということで、23 年度から 27 年まで、全体の貨物量、木材チップ取扱量、比率の順番でお話しさせていただきますと、23 年度は 122 万 4,000 トンで 102 万 4,000 トンです。比率は 98.3 パーセント。24 年度は 125 万 6,000 トンで 112 万 5,000 トン、比率は 89.6 パーセント。25 年度は 105 万 2,000 トン、105 万 2,000 トンで約 99.9 パーセント。26 年度は 107 万 3,000 トン、107 万 トンで 99.7 パーセント。27 年は速報で 114 万 1,000 トンで 113 万 9,000 トン、99.8 パーセントということで聞いております。

○小貫委員

それで、ただいま言っていた平成 27 年の速報値では、西埠頭の木材チップ以外は 2 隻で約 2,000 トン、たったそれだけしかありません。この数字を見て、王子エフテックス株式会社の専用埠頭となっているのが現状ではないかと考えているのですが、その埠頭のために新年度 20 億円かけて公共工事として実施する、こういうことを疑問に思わないのでしょうか。

○(総務) 企画政策室佐藤(直之) 主幹

新年度 20 億円の要望で公共工事をするということについて疑問を持たないのかということですが、西埠頭の 14 メートル岸壁につきましては、不特定の船舶が利用されているという状況でありますので公共性を有しているものということで考えております。

○小貫委員

それは管理組合と同じ答弁ですよ。

それで、西地区整備事業にかかわる使用料と公債費及びその差額について 26 年度の状況を説明してください。

○(総務) 企画政策室佐藤(直之) 主幹

平成 26 年度の状況につきましては、使用料で約 2,000 万円、公債費で約 3 億 8,000 万円ということで、差額が約 3 億 6,000 万円になったということで聞いております。

○小貫委員

要は、使用料で公債費を賄いきれないと、この 3 億 6,000 万円が管理者負担金となっているということなのですよ。平成 26 年度決算で全体の管理者負担分の小樽市分は約 1 億 5,951 万 9,000 円と。このうち、今、答弁がありましたように西地区整備事業の公債費が 3 億 6,000 万円と。それで、直轄事業の管理者負担金が 1 億 1,813 万円ですから、この 6 分の 1、7,926 万円が西地区整備にかかわる平成 26 年度の小樽市の負担というわけになるのです。そうすると、この管理者負担分の 40 パーセント以上のお金が王子エフテックスに流れているという状況なのですよ、ほとんど専用埠頭なのですから。

そこで、平成 26 年度と同様に新年度予算ではどうなるのか、使用料、公債費、差額について示してください。

○(総務) 企画政策室佐藤(直之) 主幹

新年度予算につきましても、使用料でいきますと約 2,000 万円、公債費は約 3 億 8,000 万円ということで差額は 3 億 6,000 万円ということで、平成 26 年度とほぼ同様だということでは聞いてございます。

○小貫委員

新年度もこういうお金が一企業のために使われていくということなのですが、王子エフテックスにこうやって税金が流れることに対して市にとってのメリットは何なのか説明していただけますか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

あくまでも港湾の歳出歳入の差額ということで、結果的に公債費が大きくなっているということですので、メリットというよりは、あくまでも公共性ということで工事をしているということでは認識しております。

○小貫委員

私が言いたいのは、小樽市のお金を使って、この王子エフテックスの工場というのは江別にあるわけですよ。結局、その企業しか使わない埠頭に小樽市が多額のお金をかけているということに対して問題ではないかという意識をぜひ持っていただきたいのです。

それで、北防波堤延伸工事と、この防波堤島外の工事ですけれども、予定事業費と平成27年度までの事業費と進捗状況を説明してください。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

北防波堤の延伸工事と防波堤島外についての予定の全体事業費ということですが、今、示されているのが約133億円ということになっております。進捗状況につきましては、平成27年度までの事業費として約34億5,400万円、それから進捗状況でいきますと、今、お話いたしました133億円というのをベースにしますと、大体3割弱ぐらいの進捗状況だということでございます。

○小貫委員

その133億円というのは島外も含むのだと思うのです。北防波堤だけだと106億円だと思うので、少し実態は違うと思うのですが、それでは、新年度での上部工と胸壁工、この予算を説明してください。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

新年度28年度の予算につきましてですけれども、上部工、胸壁工については、延長約50メートルで、事業費2億円ということで聞いております。

○小貫委員

平成27年度の予算要求時のケーソンの製作事業費と28年度予算要求のケーソン製作事業費、これを説明してください。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

平成27年度につきましては、ケーソン製作事業費で約50メートルで6億円、それから新年度28年度につきましては、延長50メートルで約8億円ということで聞いております。

○小貫委員

同様に地盤改良についても説明してもらえますか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

平成27年度につきましては、延長100メートルで約9億円、それから28年度につきましては、延長100メートルで約10億円ということで聞いております。

○小貫委員

ケーソンの製作も地盤改良についても、たった1年間で、なぜか知らないけれども、億単位の金が動いているということです。

先ほど上部工と胸壁工、50メートル2億円ということをおっしゃっていましたが、そうしたらこの規模で400メートルつくるとしたら何億円かかることになるのですか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

この50メートル2億円というのをベースにしますと、400メートルで16億円という計算になります。

○小貫委員

先ほどの106億円の北防波堤延伸工事の上部工と胸壁工のももとの予定額は幾らでしたか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

当初の予定としましては、約 6 億円という想定だということで聞いておりました。

○小貫委員

今、掲げていただいた事業費全てとっても、明らかに予定より大きくなっているのですよね。母体の負担が増えていくということが想定されるのですが、このことへの市の見解を示してください。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

現時点におきましては、全体事業費の変更ということで、その内容については承知していませんけれども、本市としましては、できる限り母体の負担が増えていかにないように効率的・効果的な執行に努めてもらいたいというふうには考えております。

○小貫委員

その効率的な執行に努めていただきたいというのですけれども、それはどうやってそれを求めていくのですか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

工事の内容を精査していただいて、少しでもその費用の低減を図られるように工法の手法の選択ですとか検討だとかしていただきたいということでは話をしていきたいというふうに思います。

○小貫委員

それで、一般論としてお聞きいたしますが、小樽市が工事を行う場合に公共性があるかどうかと問われると思うのですけれども、市として工事の公共性、これをどのように判断しているのか、基準などあれば示してください。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

公共事業、公共工事ということで、一般に公共の福祉のために地方自治体である本市が行う事業ということでは認識しております。

港湾につきましては、産業基盤関係ということで社会資本整備として重要なものだということでは理解しておりますし、ただ、公共性の判断ということについては、特に基準というものがどこかにうたわれているかという、うたわれていないのかということでは認識しております。

○小貫委員

市として、一つの工事によって 99.8 パーセントの部分が一企業が利益を受けるような工事について、それは行うのですか、そうしたら具体的に言えば。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

今、99.8 パーセントというお話がありました。確かに平成 27 年度の速報値ではそういうことになっておりますけれども、過去 5 年の中では不特定の船舶が約 20 隻近く使っているという状況もありますので、私どもとしては公共性を有している岸壁だということでは認識しております。

○小貫委員

次の質問もたぶん同じ答弁になってしまうと思うのですけれども、この北防波堤延伸工事の公共性について、管理組合としての意見はどうなのでしょう。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

管理組合といたしましては、北防波堤は、荷役の安全を確保する上で極めて重要な施設であるということで、整備に関して公共性を有しているものであるという見解で聞いております。

○小貫委員

やはりそういう説明は、私は納得できないのです。この間の低気圧を除いてほとんど、荷役作業には影響ないというのがこの数年間の 14 メートル岸壁の利用状況なわけですよ。

それで、昨年 11 月に北海道開発局事業審議委員会が開かれているわけです。ここでも西地区について公益性を持

つのかと、似たような議論が行われています。それで、議事録を持っていたら、どういう議論が行われていたのか説明してもらえますか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

議事録につきましては、概要でお話しさせていただきますと、ある委員から、石狩湾新港の国際物流ターミナル事業という部分について、特定の企業が立地して、そこに対してのコストというのが発生するのだけれども、どこまで公益性を持つのかというような疑問があると。ケースによっては、こういうのもあまり合理性がないのではないかなというような話が出ております。具体的に公共性についてガイドラインなんかはないのかなというような意見は出ているということでは議事録に書いてございます。

(「それで、開発局は何て答えていますか」と呼ぶ者あり)

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

それに対しまして開発局は、公益性というものがなかなか明確な決めというものはないのだけれども、あくまでも国民の経済、国民生活の向上というものが最終目的だというふうに書いております。投資をすることによって、結果的に国民の生活、経済への向上を図るというものについては公共的な役割があるというような回答をしているということでは書いてございます。

○小貫委員

そうしたら、開発局と小樽市とは見解が違うということなのですか、何か違うのですが、言っていることが。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

あくまでも開発局は、国民経済、国民生活の向上というのが最終目的だということを言われております。我々もあくまでもこの西埠頭の整備については、現時点では利用数は確かに王子エフテックス以外は少ないですけども、今後は、公共性も見込まれるでしょうし、そういう展開があるだろうということで公共性があるというふうには認識しております。

○小貫委員

そこが問題だと思うのです。今、私からすれば、公共性があまりないのに整備をする。それだったら何も、ほかの船がいっぱい入ってきて、胸を張ってさあ、公共性がありますよと言える段階になってから税金をつぎ込むというのが私は本当の姿ではないかなというふうに思います。

次に、石狩湾新港の国内定期航路について質問いたします。

新しい港湾計画における位置づけについて説明してください。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

石狩湾新港の新港湾計画におきましては、内貿ユニット機能の強化ということで掘り込み奥部を取扱貨物の動向により所要の措置を講ずる区域ということで位置づけております。

○小貫委員

港湾計画における内貿の目標値と平成26年の取扱貨物との比較で差が大きい貨物、現在の取扱量、目標値、現在と目標値の差について上位三つ示してください。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

港湾計画の内貿貨物の目標値と26年度の取扱貨物との比較で差が大きいもの三つということですけども、差が大きい順番でいきますと、1番目は特殊品ということで目標値は98万6,000トン、現在の取扱いが1万トンということですので、差は97万6,000トンということになります。2番目は鉱産品ということで、目標値が140万トンで現在の取扱貨物が76万6,000トンですので、差が63万4,000トン。3番目は軽工業品ということで、目標値は40万トンで現在の取扱いが1万1,000トンですので、差は38万9,000トンということ聞いております。

○小貫委員

済みません、81品目の分類で答えていただきたかったですけれども。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

申しわけありません。81品目では、整理して聞いてございませんでした。

○小貫委員

今、そうしたら答弁していただいた内容で、市としてこれは現実的な数字だと思うのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

市として現実的な数字かということですが、確かに北海道の貨物が全体的に横ばい状況の中でどれだけ伸びるかというのは、確かに我々にとってもどうかというのはありますけれども、これの出し方につきましては、国の内外貿ユニット貨物の流動調査を基に背後圏を設定して、企業ヒアリング等も行った上で推測したものということですので、その辺については、その数字は今後、妥当かどうかというのは見ていかなければならないとは思っております。

○小貫委員

これらの三つの貨物が伸びるというこの原因、理由について説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

今お話ししましたが、特殊品ですとか軽工業品につきましては、内貿ユニットロードの強化ということで、今後、内貿定期航路が開設されれば、それに伴って伸びていくものと推測されるものでございますし、鉱産品につきましては、やはり企業ヒアリング等で推測されたものということでは聞いております。

○小貫委員

それが何で伸びるのですかというのは、それだといまいち説得力がないのですけれども、それは何で伸びるのですか、推計だけではなくて。だって、どのような貨物が来るかわからないのに、船が来るかわからないのに伸びると言えないでしょう。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

確実に伸びるかということは、確かに私からは答弁しづらい部分ではございますけれども、あくまでも推測としては、国の調査に基づいて背後圏を設定して、企業ヒアリングを行っているということですので、その推測値については適切なものかというふうには考える次第であります。

○小貫委員

その一つの1番のうち81品目で答えてくださいといったのが、少しずれてしまっているのが困っているのですけれども、一番大きいのは取り合わせ品という、よくわけのわからない品目なのです。現在、石狩湾新港で取扱量ゼロ、北海道でも36万か三十数万トンしかない、そのほとんどが苫小牧港、それが95万トンも扱われますという港湾計画なのです。だから、おかしいのではないですかと言っているのです。この取扱品について港湾室、説明してください。

○（産業港湾）港湾室長

取り合わせ品の中身までは、申しわけないのですが、承知しておりません。

○小貫委員

つまり、そういう貨物なのですね。それが何で95万トン、しかも今、目標値の約2割を占める、増える貨物の4割を占める、こういうばかげた港湾計画をそのままのみにしてしまっているのですかと私は思います。

それで、新たな埠頭が整備されない場合、先ほど奥部3バースという話をしていましたけれども、これはもともと9メートル、3バースを国土交通省に申告したら、それはだめだと言われて、現在の港湾計画上10メートル、3バースを置いているというだけの話なのですけれども、整備されない上で、どの岸壁で扱うという予定なのですか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

整備されない場合、どの岸壁で取り扱うかということですが、現時点では、管理組合から具体的な情報を聞いておりませんので、どのような対応をしていくかということは承知していません。

○小貫委員

それだったら、先ほどからだけでも、あなたは小樽市の職員なのだから、そういう場合は、埠頭が整備されていないのだから小樽港で取り扱いますと堂々と言わないと、お金がもったいないのではないですか。私はそう思いますよ。

それで、新港の港湾計画については国で審議されているのですけれども、交通政策審議会第60回港湾分科会において審議されています。この交通政策審議会の法的位置づけを説明していただけますか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

法的な位置づけについてですが、港湾法において、国土交通大臣は、「提出された港湾計画について、交通政策審議会の意見を聴かなければならない」ということで位置づけされております。

○小貫委員

交通政策審議会の分科会で内貿ユニットロードを強化するというをホームページに公表されている議事録に書いてありますか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

国のホームページで公表されている議事録につきまして、内貿ユニットロードの強化という項目については、特に記載がないということで承知しております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

よろしく願いいたします。

◎市長からの申入書について

先ほど鈴木委員との議論に対して、今日、1点だけ市長に確認をさせていただきたいと思います。

先ほど申入書の内容に関して、今も気持ちは変わっていないという御答弁だったかなというふうに思います。経緯、経過を見ますと、申入書の中で一番やはり問題だというのは、議会議論にそぐわないから答弁を差し控えるという部分だったというふうに思っているのです。今時点で、議会というのは議論する場でありますから、市長の判断で議会議論にそぐわないから答弁しないということは、今後はないという理解でよろしいでしょうか、その辺1点確認をさせていただきたいと思います。

○市長

私たちが皆様から御質問をさまざまな視点でいただいたときに、もちろん私も含めて理事者側として、その答弁をどうしていくのかということもさまざまな視点の中で時間もかけて一生懸命取り組ませていただいているところでございます。

今回は、その中で私自身の考えとしてですが、やはり議会議論にそぐわないのでということで答弁を差し控えるという形で鈴木議員のときには答弁をさせていただいた状況ではございますけれども、今後において、今回、議会がとまり、改めてさまざまな議員の、特に議長からの御意見等も含めていろいろ受けていく中で、私自身も答弁を差し控えるという、そういう選択肢も時にはあるのかもしれませんが、どのような状況であっても答弁をしっかりとっていけるように理事者も含めて今後しっかりとっていききたいというふうな思いもあるのは事実でございます。

ただ、そぐわないという、私自身がその認識を持ったりとかそういう意見を持ったときには、それについては、素直に伝えていきたいという思いは持っているところではございますし、また、先ほども川畑委員とのやりとりの中で、いろいろと状況があって答弁を差し控えなければならないというときも時にはあると思うので、それはその事実として起こり得ることではあると思いますから、今回のようなそぐわないので差し控えるということはできるだけ私もなくしてまいりたいというふうには思っておりますけれども、実情として起こり得るということはあるというふうには私は認識をしているところでございます。

○千葉委員

私としては、今の答弁は、市長の気持ちとして都合よく聞こえてしまうのです。やはりそのように答弁をされると、市長の判断で、議論にそぐわないから答弁しないというふうにはやはり受け取られる。それが誤解を招いていく。そうすると議会との議論がとまってしまうということがありますので、私は、やはり真摯に答えていくというふうには率直に答えられたほうがいいのかと感想も述べさせていただきたいです。先ほど来、その申入書について撤回うんぬんとありましたけれども、やはり今時点ではこのように進んでいるわけですから、それも含めてしっかり検討していただきたいと我が党としても強く要望して、言わせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願います。

◎乳幼児等医療費助成の拡大について

それでは初めに、乳幼児等医療費助成拡大案について質問したいと思います。

本助成について、拡大をされるということについては、我が党としてもよかったなというふうには率直に感想を持っております。心配なのは財源確保でありますけれども、そのようなことから、今後の助成拡大の進め方を含めて何点か伺ってまいりたいと思っております。

初めに、今回拡大をするに当たり、四つの拡大案が示されておりました。本市として拡大する案は、現在、助成されていない小学生の入院外も助成対象とする案で予算計上がされております。まず、この案に決定した理由について説明をお願いしたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・医療福祉課長

拡大のパターンといたしましては、非常に多くの案が考えられるのですが、このたびの案を策定するに当たりまして、まず最も代表的と思われる四つの案に絞らせていただきました。

以前にも説明いたしました、市長の公約の最終目標である6年生までの全額無料化、それから一番小さいものでは現在の助成を全部無料化するという案なのですが、その間のところで、小学生の入院外まで含めた一部負担をした場合にどのぐらいだろうかとこのところを推計いたしまして、持続可能な財政負担を考慮しながら、今回の案を御提案させていただいたという状況です。

○千葉委員

また、今回の案というのは、拡大による本市の一般財源の純増額が5,200万円ということで示されておりました。この試算でありますけれども、新たに助成される小学生の入院外について給付実績データがないということで、この件についてどのように試算をされたのか、内容について御説明をお願いしたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・医療福祉課長

当初、第2回定例会の段階では、私どもに小学生の入院外のデータがなかったものですから、先行市であります函館市の実績を基に人口の比率を掛けて推計をいたしました。その後、作業を進める中で社会保険診療報酬支払基金、つまり国保以外の保険者のデータなのですが、こちらからサンプルとしてゼロ歳から12歳の医療実績のデータ1か月分のものを入手いたしましたので、当市で保有しています国民健康保険のデータとあわせて、それによりましてゼロ歳から12歳の入院外の医療費の総額を推計いたしました。それを1年分に引き延ばしまして、そのデータに現行の助成の給付実績の年齢ごとの構成割合や助成額と一部負担金の割合を掛けまして試算をいたし

ました。

○千葉委員

それで、この医療費助成制度を拡大している自治体は、いろいろありますけれども、そういう自治体の状況を聞きますと、医療費の自己負担が減った場合、医療機関にかかる人が増えて医療費が増加傾向になるというふうに言われています。本市でのこの需要増の傾向についてのお考えと、今回、新制度に向けてこの試算はどのように反映されたのか、このお考えについてもお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・医療福祉課長

まず、今回の推計値に需要増を考慮しているかということにつきましては、今回の推計値に医療需要の増加の分は見込んでおりません。ただ、このたびの検討を進める際に医師会や歯科医師会などの関係機関と打合せをさせていただき中で、現場の感触として、こういった拡大によりまして、急激な医療需要の増加は生じないのではないかという御意見をいただいたところです。

ただ、今回の拡大案ですと、非課税世帯の外来の再診時の自己負担が実質無料化になりますので、低所得者層が経済的理由で受診を抑制しているような場合がありますと、そういった方々が受診しやすくなるといった現象は起こり得るのではないかと考えております。

○千葉委員

今回拡大された案というのは、入院と入院外について3歳未満は初診時のみ一部負担、3歳以上については非課税世帯は初診時のみ一部負担、課税世帯は一部負担1割というふうになったと思いますけれども、この福祉医療助成事業というのは、このほかにも重度心身障害者医療助成とひとり親家庭等医療助成があって、これは就学前までの年齢で助成内容が同等になったというか、一緒になったと思っています。今後、次の段階に進むとなると、線引きというのはどこですか、財政面も考えていかなければいけないと思いますけれども、この重度心身障害者医療費助成とひとり親家庭等医療費助成も、ともに一部負担なしというふうと一緒に進めていかなければいけないというのが実態だと思っています。この両制度による財政的な影響もどうなのかなと確認したいところで、今回は、この三つの制度について、就学前の子供の一部負担をなくした場合、無料にした場合の試算についてはどのようになるのか、これについても説明をお願いしたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・医療福祉課長

まず、このたび拡大いたしますと、就学前は、もともと助成の方法は一緒なのです。小学生以下、6年生以下の助成が3医療助成とも全て同じになるという状況になります。

ただいま御質問いただきました就学前の部分について、全額無料化した場合にどのくらいかということなのですが、まず、3事業を合計いたしますと、通年で助成額は合わせまして約1億2,000万円、これは平成26年度の実績数字なのですが、これが助成額ですけれども、これに対しまして、一部負担金を全額助成した拡大額につきましては、約4,000万円になります。内訳ですが、乳幼児医療助成が、一部負担金を全額助成した場合、約3,700万円、それから重度が約30万円、ひとり親が約200万円、これが就学前の子供に対して一部負担金を全て助成した場合の金額となります。

○千葉委員

今、お伺いして、重度心身障害者の部分とひとり親家庭等の部分というのは、私が考えているよりは、そんなに金額が多くなかったのかなと感想を持ちました。

それで、今回小学生の入院外まで拡大したことについては、私自身も異論はないのですけれども、財政的にも段階的に進めなくてはならないということも理解をしています。ただ、小樽市の現状を見たときに、人口対策ということでありますので、若い世代の方が流出をする。また、市長もいつも言われているとおり子育て支援、若い世代の方々に何とか支援していきたいという、そういう考えからすると、これは私としては重度心身障害者を抱える御

家庭ですとか、ひとり親家庭など、そちらの支援の充実、拡大を先に進めてもよかったのかな、一部負担なしにしてもよかったのかなと思っていますが、その考えについてはいかがでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・医療福祉課長

このたびの案を選択させていただきました理由といたしましては、まず道内の10万都市で小学生の入院外の助成をしているところが少なく、優位性を意識したことがございます。

また、もう一点といたしまして、部分的であっても無料化ということに対しましては、国の制度がまだはっきりしていないところもございまして、現時点では慎重に取り組むべきではないかと原部では考えておりまして、このたびの御提案をお示しした次第です。

○千葉委員

今、答弁いただいたその重度心身障害者の部分とひとり親家庭等の部分については、財源もありますけれども、先行して進めるに値する部分かなというふうにも思いますので、その辺についても加味していただければというふうに思っております。

それで、今定例会の各会派への答弁を伺った中で、新年度、8月からですか、始まることも医療費助成の拡大について、2年ほど後、検証するという形で答弁があったかなと記憶をしておりますけれども、改めてその考えについてお聞かせ願いたいのと、どのような内容を検証していくのか、また、今後の拡大の進め方についてお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・医療福祉課長

まず、これまでの答弁でもお話しさせていただきました2年程度取り組むということについてなのですが、まず、平成28年度につきましては、年度の途中からになりますので通年のデータが把握しづらいというところがございまして、その翌年、またさらに12か月のデータを把握することで2年程度の取組というのが意味があるのかなと考えております。

また、小学校6年生までの給付実績をこの拡大によりまして、小学校6年生までの入院、入院外の全ての医療給付の実績のデータを把握することが可能になりますので、このデータを基にいたしまして、医療需要を詳しく分析することができます。例えば年齢ごとですとか、そういったようなことを詳しく調べることができます。

今後は、それを基にいたしまして、実際に小樽の子供の医療助成に係る財政負担を見極めたり、また、その間に国の制度がどう変わっていくか、どのような案が出てくるかということに注視しながら、次の展開を組み立てていくことを考えたいと思っております。

○千葉委員

この項の最後に、先ほど冒頭で申し上げたとおり、やはりこれを拡大するに当たっては財源が一番非常に課題になるのかなと思っております、本市の傾向等を見ながら財源確保を進めていかなければいけないと思っております。

最後に、財政部として、最終的に本当に無料化となると、現在の試算では拡大による純増額が乳幼児等医療費助成制度だけで1億1,600万円となっておりますし、プラスほかの先ほど言った重度心身障害者医療費助成、また、ひとり親家庭等医療費助成の部分も加味すると、もう少し膨らむのではないかと思っておりますけれども、この大きな財源確保を求められていくことにはなりますが、どのように考えているのか財政部の御意見を伺って、この項の質問は締めたいと思います。

○財政部長

今回のこの乳幼児等医療費助成の件につきましては、代表質問に始まりまして、これまでいろいろ御議論いただいている部分でございます。代表質問等でも市長からも答弁ございましたけれども、人口減対策、こういったことを推進するに当たりまして重要な施策であるということにつきましては、財政当局としても十分認識しているところではございます。

今、議論にもございましたとおり 2 年間ほど新しい制度を継続し、その中でいろいろデータをとりながら最終的な財政需要を見極めていく、そういったこともございますので、財源確保につきましては、財政当局といたしましては、あくまでも毎年予算要求があって初めて予算も査定するという、そういった中ではございますけれども、先ほど説明しましたとおり人口減少対策、こういったことを推進する重要な政策ということもございますので、財源確保については、あくまでも予算編成全体の中にはなりますけれども、確保については努めていきたいと思っております。

○千葉委員

◎除排雪について

次に除雪について質問をしてみたいと思います。

今定例会、代表質問、一般質問等見ても、今回の予算特別委員会においても、各会派からさまざまな質問がありました。今日、時間も限られておりますので、排雪について改めてお伺いをしたいと思います。

今年度の除排雪では、第 1 種路線ですとかバス路線、また、第 2 種路線、ガタガタ道路の解消等見直しなどが行われてきたわけでありまして。これら除雪作業の見直しに関しては、現在、検討中であるという答弁もありましたけれども、道路の路面状況はよくなったのではないかというふうにも御答弁、見解があったのかなと思っております。

しかし、排雪作業についてはいろいろ議論もありましたけれども、今年度、本当に雪が少なく穏やかな気象状況であったにもかかわらず、私どもの党にも多くの要望が寄せられました。予算特別委員会初日の新風小樽の質問だったと思っておりますけれども、穏やかな気象状況であった今年度と比較的条件に近い平成 18 年度、19 年度の市民の声における排雪依頼の件数、これはそれぞれ 147 件と 264 件というふうに御答弁なさっていたと思っております。昨日、我が党の秋元委員が要求して質問できなかったのですが、今年 3 月 9 日現在の排雪依頼の件数が 406 件となりました。この件数は、今お話ししたように 18 年度、19 年度を平均しても 2 倍ぐらいの排雪の依頼の件数になっているということから、今回、各議員からもいろいろ御指摘がありましたけれども、今回、我が党も要望を受けて対策本部に状況の電話をしても、排雪作業については検討しているだとか、時間をいただきたいのだという回答で、何度もそういう回答をいただいて、市民の中には、結果的に路面状況がない中で今冬を過ごした市民もいたのかなと私自身は感じております。

除雪作業の進め方ということについては、今年度、雪が少なかったということで、道路状況を見ながら必要な箇所を適切なタイミングで進めてきたという理事者の答弁もあったと思っておりますけれども、この必要な箇所、適切なタイミングが本当に果たしてどうだったのかと私自身は疑問に思っておりますので、何点か伺いたいと思っております。

そこで、先日いただいた資料で、今年 3 月 9 日現在の除雪費の執行状況なのですが、除雪費は、予算で 6 億 9,500 万円に対して執行額が 5 億 8,600 万円、執行率が 84 パーセントになっていました。このうち、今、排雪作業に関する予算と執行額、執行率というのはどのくらいになっているのか、この件についてお答えをいただきたいと思っております。

○（建設）雪対策課長

3 月 9 日現在の排雪作業に係ります予算執行額、執行率でございますけれども、予算額につきましては、当初 2 億 8,000 万円を見込んでございます。3 月 9 日現在の執行額で約 1 億 8,000 万円、執行率では約 65 パーセントとなっております。

○千葉委員

今、執行率 65 パーセントとおっしゃったのですが、これかなりこの数字だけを聞くと、排雪作業を抑えているのではないかなと思っておりますけれども、この辺のお考えはどのようになっているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

3月9日現在での執行額ですが、今後、若干の上乗せはあると見込んでございますけれども、執行率が低くなっていることにつきましては、道路状況を見極めながら必要な箇所を選んで進めてきた結果だと考えてございます。

○千葉委員

先ほども言ったのですけれども、必要な箇所を選んで進めてきたということについて、今年度の予算というのは、予算の段階では穏やかな気象状況を想定して先ほど言った2億8,000万円を見込んでいたのですよね。それで、数字だけを見ると、明らかに抑制したのではないかなと思いますけれども、改めて見解をお聞かせ願います。

○（建設）雪対策課長

当初の予算に対して執行率が低くなっている要因でございまして、先ほど説明させていただきました路線を見ながらということと、今年の気象状況の特徴といたしましては、今年の年明けの前に降った約おおむね1メートルの降雪、こちらが結構年が明けてから解けてしまったということもございまして、その分が降雪としては排雪作業にある程度入ってこないという部分も要因としてあるのかというふうに考えてございます。

○千葉委員

解けたから抑制したということではないと思うのですけれども、今、数字を聞いて、少なくとも予算を3割以上残しているということで、先ほど御答弁もいただきましたけれども、排雪の依頼が非常に多いといったところで、やはり市民要望に対して配慮が欠けていたのではないかなと率直に思っています。市長もきめ細やかな除雪というところで今までずっとおっしゃっていましたが、先ほど言った排雪依頼が400件ということで、同様の気象状況と比較して2倍ぐらいになっているのかなと思っていますが、排雪作業の執行状況が65パーセントであるということについて、本当に市長が言われた公約であるきめ細やかな除排雪体制、これに対してこの実現に照らしてこの状況をどういうふうに考えているのかなと、市長は市民の期待を裏切っていないかと思うのですけれども、その辺についてはいかがですか。

○市長

排雪に伴う執行率のことからの御質問かというふうに思っておりますけれども、逆に皆様が少雪というお話しされてはいますが、この中で排雪が100パーセント又は100パーセントを超えとかという状況になったときに、逆に皆様から私は御指摘を受けるのではないかなというふうな気持ちを持っていたところでございます。やはり皆様が認めているように、例年に比べると少なめであったのかなというふうに思っております。しかもその中で、担当部局の中でパトロールをしっかり強化して、いわゆる要望を受けて、それで要望を受けたからすぐ出すとかということではなくて、常々職員も現場を見て、その現場の中において、この現状をどうにかほかの方法がないだろうとかいろいろのことを工夫しながら取り組んだ結果が、このような執行率だったのではないかなというふうに私は認識をしているところでございます。

そして、私は、今年は、よりきめ細やかな除排雪における第一歩というお話で表現させていただきましたけれども、今年だけやって来年以降しませんということではありませんので、当然、来年以降に雪の量が例年よりも多いとか今年よりも多かったとかということは、当然、来年度以降あり得るであろうというふうに思っておりますけれども、そのような中でも大きな予算をかけずに、ある程度、我々が予算を組んだ中で対応できる状況がやはり理想だというふうに思っておりますので、そういう意味では今年度、そういうふうに職員が一生懸命やってくれたことによって余力を少し残せたということが、来年度以降においては雪が多かったときに、排雪要望がより今年よりも多かった状況においても対応できる、そういうことに結びついているのではないかと私は思っておりますので、それが今年はこの形で皆様が御指摘のようにそういう排雪要望等多かったですけれども、それが来年度以降においても、その要望が大雪になったとしても対応できる、そういう環境をつくっていくことも、これから私たちとしても重要なことなのかなというふうに現在の執行率を鑑みて、私自身感じているところでございます。

○委員長

市長に、申し上げます。

委員の質問の趣旨に御答弁いただくのですが、できるだけ明確に、かつ簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。

(「簡潔」と呼ぶ者あり)

○千葉委員

今回の予算というのは、穏やかな気象状況において、市長が公約に掲げた、それを実現するために予算を 2 億 8,000 万円組みました。それは、いろいろな基準を見直したりとかするので排雪作業も増えるだろうと、それによって見込んだ予算が 65 パーセントしか執行率がなくて、排雪の依頼が多い、排雪の苦情も多かったと思いますけれども、それによって排雪の時期がずれて全く入らない状況だったところもきつと、今は解けましたが、今日も入っていたところがあったみたいです。今、入るのかと行って排雪が入ったような状況もあったと思いますけれども、職員の方は確かに努力もされていると思いますが、やはり排雪の要望が多い、苦情が多いといったところは、そこはこの予算内でやること、執行することが市の責務ではないかなと思っていますし、排雪だったり生活路線、これから議論になりますけれども、市民ニーズに応じていくことが市政として、市長としての仕事でもあるかなというふうに思っております。今回市長は、いろいろお話しなさいましたけれども、やはり予算を組んだときには 2 億 8,000 万円は穏やかな気象で排雪をする予算としてあるわけですから、これはやはり排雪を抑制したことになるというふうには認識していますが、その件に関してはどうですか。

○市長

先ほどの答弁と同じことになるかもしれませんが、私は、結果、抑制となったと思っております。先ほどもお話ししましたように、職員がそのようにさまざまな要望等を受けたときに、常々そのことに対して対応を現場も含めて見に行っていた結果だというふうに思っておりますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、私は、結果的に抑制となったというふうに思っております。

○千葉委員

雪ですから自然には解けるので、今回の事例も、やはり排雪の要望が何回もある場所を要請した先で、たぶん 2 週間後ぐらいに入ったところもあったと思う。そのときは天候によって少なくなって、それをよしとした路線もあったかもしれませんが、やはりそうであれば、最初から予算組みをしっかりとそういうことにも鑑みて組むべきだというふうに思うのです。だから、数字だけをとってみると、やはり抑制したというふうにとられてしまいますし、何より物語っているのは、市民からの排雪の要望の電話がこれだけあったということは、やはりそれはイコールなのではないかなと思いますので、今後はそれも含めてしっかりと市民ニーズには応えていただくような形で予算組み、また、執行もしていただきたいと思います。

○委員長

それでは、公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 58 分

再開 午後 5 時 54 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小貫委員より別紙お手元に配布のとおり修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成28年度小樽市一般会計予算に対する修正案について趣旨説明を行います。歳入では、財産売却などにより3,512万円増額し、国庫補助金の減などにより 1 億6,059万6,000円の減額で、差引き 1 億2,547万6,000円の歳入減を見込みます。

一方、歳出において、マイナンバー関連経費や石狩湾新港負担金、銭函海水浴場対策委員会貸付金、株式会社アール・アイへの貸付金などを削除し、5 億1,743万4,000円を減額し、先ほどの歳入減との差引き 3 億9,195万8,000円をふれあいパスのワンコイン化、国保料の引下げ、介護保険料の低所得者負担の引下げ、住宅エコリフォーム助成の拡大、若年者の定住促進のための家賃補助、市営室内水泳プールの基本設計及び実質設計、保育士不足に対応するため、保育士予算のうち4名を臨時職員から正規職員にするなどの予算に充てる修正を行うものです。

議員各位の賛同をお願いし、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党を代表して、ただいまの小貫委員から提案説明されました議案第 1 号に対する修正案は可決、原案は否決、議案第 2 号ないし議案第 9 号、議案第11号ないし議案第16号、議案第20号、議案第26号、議案第36号、議案第47号及び議案第56号の否決を主張して討論を行います。

2016年度一般会計予算の修正については、先ほど小貫委員が説明したとおりです。不要不急の支給を削減し、市民生活を改善させるための予算に充てる修正案を提案しています。

石狩湾新港への多額の負担、整備新幹線の推進予算、簡易水道における過大な受水量によって、一般会計から繰り入れしています。簡易水道に関する責任は北海道に果たさせるべきです。政府の 8 パーセント消費税負担は市民に重くのしかかっています。この後も消費税増税が予定されており、市民の暮らしは一層苦しくなっています。このときこそ、水道料の基本水量の引下げをはじめ、企業会計や特別会計での消費税転嫁を求めることによって市民負担の軽減が必要です。

また、国民健康保険料の値上げが予想されており、これ以上国保料が上がるとなれば、政策的にも一般会計からの繰入れを行うべきではないでしょうか。

詳しくは本会議の討論でお話ししますが、各会派の賛同を求めて討論といたします。

○鈴木委員

自民党を代表し、修正案には否決、議案第 1 号ないし議案第14号、議案第16号ないし議案第23号、議案第26号、議案第27号、議案第36号、議案第40号ないし議案第43号、議案第45号ないし議案第47号、議案第55号及び議案第56号については、市民生活に直結する議案ということで、原案については可決に賛成いたします。その立場で討論を行います。

その前に、今回の第 1 回定例会に当たりまして、2月29日の本会議が中断し、再開まで8日間を費やしました。会期も7日間の延長ということになりましたけれども、当委員会が、本来6日間の審議であるべきところが4日間に短縮されると、私ども議員としては審議時間が本当に足りるのかなという思いもありましたけれども、今回、この予算案に対しては賛成させていただきます。

また、この間、市長から申入書という形で、議会の権能を奪う形の声明といたしますか、書類が出され、我々としては、この件についても看過できないものでありました。そういった中、議会として予算を執行するに当たりまして、いろいろ協議した結果、市民生活を滞らせることはできない、そういう思いで今回可決に賛成するわけであります。

詳しくは本会議で内容を述べますが、決して我々は、この予算特別委員会の会期、これが十分に足りたと

いう思いはありませんけれども、今、言ったように市民生活ありきの議員の立場としましては賛成せざるを得なかったということでございます。そういうことで皆様の賛同を何とかいただきたく討論といたします。

○松田委員

公明党を代表し、議案第 1 号ないし議案第14号、議案第16号ないし議案第23号、議案第26号、議案第27号、議案第36号、議案第40号ないし議案第43号、議案第45号ないし議案第47号、議案第55号及び議案第56号については、市民生活に極めて重要で欠くことのできない案件であり、原案については可決、議案第 1 号修正案は否決を主張して討論を行います。

特に、平成28年度小樽市一般会計予算をはじめ28年度各会計予算並びに27年度小樽市一般会計補正予算をはじめ27年度の各会計補正予算については、市民生活に影響の大きい案件として、確実な執行を求めるものです。

その上で、今定例会で代表質問 1 日目の鈴木議員の質問に対して、市長の勝手な判断により議会議論にそぐわないという、ただそれだけの言い訳によって本会議において市長が答弁を差し控えると発言したことにより、1 週間にわたり本会議が空転するという事態が発生いたしました。その結果、予算特別委員会の審議日程を 6 日間から 4 日間に短縮することになりました。我が党は、この責任は全て市長にあると考えております。何の根拠を示すことなく議会における議員の質問を封じる権限は市長にはありません。まさに民主主義の否定につながる暴挙であると考えます。

さらに、市長は 2 月 29 日付けで樽総第261号なる申入書を小樽市議会議長に手渡しし、議会空転の責任を議会に転嫁して、議会の責任で再開すべきとしました。その後、議会と理事者の懸命の交渉により再開を見たものの、議会側として申入書の内容は到底承認できるものではありません。それにもかかわらず本日の当委員会における質問に対しても、市長は、その当時と思いは変わらないなどと、現時点においても二元代表制という地方自治の基本をわきまえない身勝手な申入書を肯定するがごとき発言を繰り返しております。この申入書については、当時においても、これを受け入れることは議会の自殺行為と言われる内容であります。現時点において何の反省もなく身勝手な発言を繰り返す市長の言動に憤りを禁じ得ません。市長に対して、この言語道断の申入書の考えを改めることを強く要求いたします。

以上、原案は可決、修正案は否決の態度を表明し、各委員の賛同を求めた討論といたします。詳しくは本会議で述べます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号に対する修正案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 2 号ないし議案第 9 号、議案第11号ないし議案第14号、議案第16号、議案第20号、議案第26号、議

案第36号、議案第47号及び議案第56号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申します。

当委員会におきまして付託された案件は、全てただいま議決をいたしました。

今日までの4日間、決して委員会としては平たんな道のりではありませんでしたが、付託された案件はもとより、行政各般にわたり御審議を賜り、議会に設置されたこの予算特別委員会の責務、また、委員長の任務を果たしたというふうに考えております。これもひとえに川畑副委員長をはじめ委員各位と、理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分に尽くしませんが、委員長の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。